

平成 2 0 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成19年行政監査(指定管理者制度による公の施設の管理について、公共交通機関の整備・運営について)、平成19年工事監査、平成19年財政援助団体等監査、平成19年各会計定例監査、平成18年度決算審査(各会計歳入歳出及び公営企業各会計)、平成18年財政援助団体等監査、平成18年行政監査(病院における収入管理について、都の土地及び建物の管理について)、平成18年各会計定例監査及び平成17年度決算審査(公営企業各会計)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成20年6月2日

東京都監査委員	倉	林	辰	雄
同	馬	場	裕	子
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について）	3
平成19年行政監査（公共交通機関の整備・運営について）	6
平成19年工事監査	7
平成19年財政援助団体等監査	20
平成19年各会計定例監査	31
平成18年度決算審査（各会計歳入歳出）	40
平成18年度決算審査（公営企業各会計）	41
平成18年財政援助団体等監査	42
平成18年行政監査（病院における収入管理について）	43
平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について）	47
平成18年各会計定例監査	49
平成17年度決算審査（公営企業各会計）	50

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は164件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりである。また、残る120件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表1) 講じた措置の件数

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象	措置済	今回措置	改善中
			A	B	C	A-(B+C)
平成19年 行政監査 (指定管理者制度による公 の施設の管理について)	平成 19.9.26 ~平成 20.1.31	指 摘	36	-	10	26
		意見・要望	4	-	0	4
		計	40	-	10	30
平成19年 行政監査 (公共交通機関の整備・運営 について)	平成 19.9.18 ~平成 20.1.31	指 摘	1	-	1	0
		意見・要望	11	-	4	7
		計	12	-	5	7
平成19年工事監査	平成 19.1.18 ~平成 20.1.23	指 摘	38	-	38	0
		意見・要望	3	-	2	1
		計	41	-	40	1
平成19年 財政援助団体等監査	平成 19.8.27 ~平成 20.1.23	指 摘	49	-	35	14
		意見・要望	8	-	1	7
		計	57	-	36	21
平成19年 各会計定例監査 (平成18年度執行分)	平成 19.1.16 ~平成 19.9.5	指 摘	114	66	29	19
		意見・要望	7	2	2	3
		計	121	68	31	22
平成18年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成 19.7.18 ~平成 19.9.7	指 摘	19	9	10	0
		意見・要望	-	-	-	-
		計	19	9	10	0
平成18年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 19.6.1 ~平成 19.9.3	指 摘	9	2	1	6
		意見・要望	1	0	0	1
		計	10	2	1	7
平成18年 財政援助団体等監査	平成 18.8.28 ~平成 19.1.17	指 摘	35	33	1	1
		意見・要望	5	3	2	0
		計	40	36	3	1
平成18年 行政監査 (病院における収入管理に ついて)	平成 18.9.6 ~平成 19.1.17	指 摘	33	3	18	12
		意見・要望	-	-	-	-
		計	33	3	18	12
平成18年 行政監査 (都の土地及び建物の管理 について)	平成 18.9.5 ~平成 19.1.17	指 摘	26	19	4	3
		意見・要望	9	0	2	7
		計	35	19	6	10
平成18年 各会計定例監査 (平成17年度執行分)	平成 18.1.12 ~平成 18.9.8	指 摘	57	52	3	2
		意見・要望	4	4	0	-
		計	61	56	3	2
平成17年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 18.6.1 ~平成 18.8.9	指 摘	6	5	0	1
		意見・要望	2	0	1	1
		計	8	5	1	2
平成17年 行政監査 (情報システムの運用管理 について)	平成 17.9.26 ~平成 18.2.1	指 摘	12	12	-	-
		意見・要望	4	3	0	1
		計	16	15	0	1
平成17年 財政援助団体等監査	平成 17.9.7 ~平成 18.2.1	指 摘	33	32	0	1
		意見・要望	8	7	0	1
		計	41	39	0	2
平成16年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成 17.7.21 ~平成 17.9.7	指 摘	18	18	0	-
		意見・要望	3	2	0	1
		計	21	20	0	1
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 17.6.3 ~平成 17.9.7	指 摘	11	10	0	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	11	10	0	1
合 計		指 摘	497	261	150	86
		意見・要望	69	21	14	34
		計	566	282	164	120

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指 摘	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を競争契約に改めた。 ・ 過大に交付した補助金を返還させた。 ・ 公有財産の登載漏れ等を修正した。 	80件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース契約、工事契約における適切な積算 ・ 適正な契約手続 ・ 情報セキュリティ対策の推進 	37件
	新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算チェックリストを作成し、積算ミスを防ぐために事務処理手順を改めた。 ・ 都営住宅の建替計画を見直した。 ・ 債権の回収に向け、滞納整理事務処理マニュアルを作成した。 	33件
	小 計		150件
意見 ・ 要望	事務のより一層の改善を図ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口現金の管理をより適切に行うよう、事務処理の見直しを図った。 ・ ハロゲンや鉛を使わない、環境対策型のケーブル類を原則使用することを定めた。 ・ 貯蔵品の見直しを行った。 	10件
	施設の利活用に努めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所を移転し、施設の有効活用を図った。 	3件
	会社の経営の改善に取り組んだもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業において、増客増収と経費節減に努めた。 	1件
	小 計		14件
合 計			164件

第2 報告の内容

〔平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	産業貿易センターの管理対象施設における物品の管理を適切に行うべきもの	局は、指定管理者に対して、供用物品の状況を報告させることとしているが、東京都産業貿易センター（浜松町館、台東館）については、供用物品の状況に係る確認又は報告が行われていなかった。	平成19年11月末に指定管理者から物品の状況を報告させ、今後、毎年度末に提出される事業報告書と併せて物品の状況報告を添付するよう指導した。
港湾局	海上公園の利用者満足度の把握を適切に行うべきもの	局は、海上公園について、施設利用者の満足度を把握するためにアンケートを実施しているが、実施状況について見たところ、お台場海浜公園ほか2公園では回答数が極端に少なく、利用者満足度が十分把握できない状況となっている。	公園利用者に対して積極的なアンケート依頼に努めるよう指定管理者に対して指導した結果、平成18年度に比べ、多いところでは12倍規模の回答数（平成20年2月末現在）を得ることができた。
港湾局	海上公園の管理対象施設の維持管理を適切に行うよう指導すべきもの	<p>若洲海浜公園及び大井ふ頭中央海浜公園における施設の維持管理の状況について見たところ、次のとおり、不適切な状況が認められた。</p> <p>ア 若洲海浜公園内の浮き桟橋は、海上バスの着桟用として使用していたものであるが、平成18年4月に浮き桟橋に渡る橋（全長17m）が破損して以降、使用できない状態となっている。</p> <p>イ 若洲海浜公園及び大井ふ頭中央海浜公園では、複数のベンチで座板が欠落しているにもかかわらず、公園利用者に対して注意を喚起するなどの安全確保策が講じられていない。</p>	<p>指定管理者に対し、海上公園施設の維持管理を適切に行うよう次のように指導を行った。</p> <p>ア 浮き桟橋は当面使用しないため、出入りできないよう柵を設置した。</p> <p>イ 破損しているベンチには注意を促す表示をした後、平成20年2月末までに全て修繕を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	客船ターミナル施設の管理業務の内容、範囲を精査すべきもの	<p>晴海客船ターミナルの管理業務内容について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>ア 管理運営基準において、食堂、店舗等の未使用スペースについて積極的に使用者誘致に努めるとしているが、局は未使用スペースを特定せず、その位置等を明示していないため、具体的に使用者誘致に努めるべき施設が明確になっていない。</p> <p>イ 使用許可対象施設の一つである待合所施設について見たところ、許可対象外である庁舎の一部や、現実に使用を予定していないものが含まれている。</p>	<p>食堂、店舗等の使用者誘致に努めるべき施設の位置等の区分けを行い、また待合所施設の許可対象・対象外施設の区分けを行い、それぞれ指定管理者に通知し、明確にした。</p>
港湾局	年間業務実施計画書の承認及び事業実施結果の検証を適切に行うべきもの	<p>指定管理者が局に提出した年間業務実施計画書等について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>(ア) 年間業務実施計画書において、指定管理者は、インターネットを利用した申請及び使用料の振込を行うとしているが、指定管理者に徴収事務を委託している使用料は、会計制度上、利用者から直接都に振り込ませることはできない。</p> <p>(イ) 指定管理者は、年間業務実施計画書において行うとした自主事業について、火災予防条例（平成 17 年 10 月 13 日公布）の改正などを理由に実施を見送り、その報告を局へ平成 19 年 3 月 12 日に行い、局はこれを承認している。しかしながら、年間業務実施計画書の承認に当たって、法令等の遵守すべき事項に係る確認を適切に行えば、条例の改正は事前に把握できるものである。</p> <p>(ウ) 事業計画書において、指定管理者は、施設の利用率を 50 パーセント以上とするの目標を設定し、これに基づき、年間業務実施計画では目標達成に向けた取組を実施することとしており、その結果について年間稼働時間及び利用率のみ報告している。</p> <p>しかし、この報告では、年間業務実施計画書に沿ってどのような取組を行ったのか、十分把握、分析できない。</p>	<p>平成 20 年度の年間業務実施計画書の承認に当たっては、法令や規程等の遵守すべき事項について確認を適切に行った上で処理した。</p> <p>また、事業計画書に係る報告については、新たに報告させる項目を設け、どのような取組を行ったのか、把握、分析できるようにした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	客船ターミナル施設の利用者満足度の把握を適切に行うべきもの	<p>施設利用者の満足度を把握するためのアンケート実施方法等について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>(ア) 有明客船ターミナル及び青海客船ターミナルでは、アンケートを実施した晴海客船ターミナルよりも乗降客が多いにもかかわらず、アンケートを実施していない。</p> <p>(イ) 晴海客船ターミナルでは、客船利用者に対して、アンケートを実施しているものの、主要施設の一つであるホール利用者に対しては、アンケートを実施していない。また、竹芝客船ターミナルでは、イベント利用者に対しては、アンケートを実施しているものの、乗降客に対しては、アンケートを実施していない。</p>	<p>指定管理者に対し、平成20年1月17日の連絡会及び同日付の文書で、有明客船ターミナル、青海客船ターミナルの乗降客及び晴海客船ターミナルホールの各利用者並びに竹芝客船ターミナルの乗降客に対し、アンケートを毎年度必ず実施するよう指示し、平成20年2月から実施している。</p>
港湾局	二見漁港岸壁ほか9施設の管理業務に係る経理の検証に資する適切な収支報告書等を提出するよう指導すべきもの	<p>指定管理者は、管理業務の実施に当たって、他の事業と経理を明確に区分しておかなければならないとされているため、局は、指定管理者に、管理業務に係る収支報告書及び指定管理者の財務諸表を提出させている。</p> <p>しかし、この収支報告書の内容が、財務諸表の該当科目の内容と合致せず、管理業務が適切に経理されているか直接検証できない。</p>	<p>指定管理者に指導した結果、業務収支報告書の内容が直接検証できる財務諸表の作成がなされ、平成20年3月に提出された。</p>
港湾局	海上公園等の管理対象施設の範囲を明確にすべきもの	<p>局は、指定管理者の募集要項における管理対象施設の概要について、所在地、面積、平面図、主要公園施設を示すとともに、基本協定において、管理対象施設の名称及び所在地を規定している。</p> <p>ところで、海上公園等の施設内にあり、別途、局が管理・使用許可している施設は、指定管理者の管理対象範囲から除外すべきであるが、その施設が協定に明記されていないため、管理対象施設の範囲が不明確となっている。</p>	<p>管理対象施設と除外施設の区分けを明確にし、指定管理者へ通知した。</p> <p>また、次回公募後の基本協定においては、管理対象施設の範囲を明確にし、使用許可施設の面積等の変更の際は、通知により明確化する。</p>
教育庁	教育文化施設の管理対象施設における財産の管理を適正に行うべきもの	<p>庁は、埋蔵文化財調査センターの管理を指定管理者に行わせているが、管理対象施設の敷地内に、指定管理者が、自らの業務に使用するために設置している建物について、その敷地の使用許可が行われていないことが認められた。</p>	<p>平成20年3月に、庁はセンターに対し使用許可の手続きを適正に行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	教育文化施設の管理対象施設における物品の管理を適切に行うべきもの	庁は、指定管理者に、埋蔵文化財調査センターの管理業務を行わせるに当たって、基本協定により、管理対象施設の物品を使用させており、毎年度終了後、物品使用状況を報告させることとしているが、その報告が行われておらず、物品の管理状況が確認できない状況となっている。	平成20年2月に指定管理者へ指導を行い、物品の現物確認及び物品管理使用状況の報告をさせた。 また、毎年度終了後、必ず物品使用状況を報告するよう、指導した。

〔平成19年行政監査（公共交通機関の整備・運営について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局 （東京地下鉄株式会社）	窓口現金の管理を適切に行うべきもの	駅の窓口で取扱った現金について、窓口処理機に計上されるデータが、窓口処理機導入以来異常であったにもかかわらず、本社、駅務管区ともこのことを認識していなかった。	調査の結果、原因が判明したため、平成19年11月30日付事務連絡「機種別取扱表の窓口処理機未投入精算金額の調査」を全管区に送付し、指導を行った。
都市整備局 （東京地下鉄株式会社）	窓口処理機への入力への励行について	飯田橋駅においては、現金有り高の25%については窓口処理機で精算しているが、残りの75%は窓口処理機に取扱高を入力せずに不足運賃を収受している。 不足運賃は、その他の売上と異なり、正確な売上データが発生しないのであるから、窓口処理機に収受額を入力することで現金の管理をより適切に行えるようになる。	平成20年2月25日付事務連絡「窓口処理機で不足運賃を収受した場合の取り扱いについて」を全管区に送付し、指導を行った。
港湾局 （株式会社ゆりかもめ）	窓口現金引継簿の活用について	駅務員の交代に当たっては、窓口の現金の有り高を確認し、これを帳簿等に記録すべきものであるが、ゆりかもめの窓口引継簿を見ると、引き継いだ現金有り高を記録していない。	現金の有り高を適切に記録できる帳票を整備し、平成20年2月18日から活用している。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	現金有り高の検証について	<p>駅では、駅務機器の締切作業を行うときは、駅所定の締切作業用紙に売上データを転記するとともに、現金有り高を金種ごとに計数し、作業用紙に記載している。</p> <p>しかしながら、この作業用紙は、現金有り高を駅務システムに入力し、その締切作業によって数えた現金を確定すると廃棄しているため、システムに入力されている現金有り高が実際の計数の結果と等しいことを検証できない状態となっている。</p>	<p>駅務機器の締切作業をする際に、作業用紙を使用する場合は、作業用紙を保存することとした。</p>
交通局	駅務機器の改修にあたり適切な現金管理を行うべきもの	<p>西高島平駅及び新高島平駅では、平成18年9月に不足金が発生し、原因不明のままとなっているが、このとき、PASMO導入のため、券売機をIC対応に改修する作業に立会をしていないことが認められた。</p>	<p>券売機等の駅務機器の修理・改修作業には原則として立ち会いを実施することを、平成20年2月に周知徹底した。</p>

〔平成19年工事監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局	昇降機の定期点検保守の積算を適正に行うべきもの	<p>東京都竹芝庁舎建物管理委託ほか2件における昇降機の定期点検保守の積算は、都の基準「維持保全業務積算標準」に基づいて行われている。</p> <p>同基準では、大規模な委託の規模等による低減を行うこととし、同一の維持保全業務を一括して委託する場合は、昇降機等の台数の規模による低減率（10～35%）を定めているが、本件についてはこの低減が行われておらず、仮に、財務局が定めている個々の台数による低減率に基づいて積算すると、3件合わせて積算額約162万円が過大なものとなっている。</p>	<p>竹芝庁舎については、平成19年度契約から低減率を導入しており、既に改善済みである。</p> <p>中目黒住宅等については、平成20年度契約から同低減率を適用する。</p>
財務局	木工事における集成材の単価設定を適正に行うべきもの	<p>都立町田高等学校改築及び改修工事は、鉄筋コンクリート造4階建校舎の改築及び既存校舎等の耐震補強など大規模改修工事を行うものである。</p> <p>改築校舎の木工事の積算について見ると、集成材の単価を業者の見積りにより設定しているが、同単価は誤って、設定すべき金額の10倍のものが用いられている。</p> <p>このため、積算額約252万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向け、担当者等のチェックに加え、設計委託業者にもチェックを行わせるよう「工種別積算チェックリスト」を改正し、起工時にそのチェックリストを原議に添付することとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	コンクリート土留工の積算を経済的に行うべきもの	<p>八王子市中野山王三丁目道路工事は、中野山王三丁目団地の建替えに伴い、道路整備を行うものである。</p> <p>このうち、コンクリート土留工の積算について見ると、側溝や笠コンクリートなどの小型構造物工事に用いるコンクリート工や型枠工の歩掛を用いている。</p> <p>しかしながら、当工事は、形状、機能から見ると小型擁壁工であり、局基準には適用する歩掛が定められている。</p> <p>このため、同基準に基づき積算すると、約106万円を縮減できるものである。</p>	<p>局は、部署ごとに「工事設計書照査記録表」を作成し複数によりチェックすることを各所管課長に指示した。</p> <p>所管課では、積算基準の適正な適用についてのチェック項目を含む同照査記録表を新たに作成し、関係職員に周知した。</p>
都市整備局	業者からの見積りによる街路灯の単価設定を適正に行うべきもの	<p>臨海部における街路整備に伴う街路灯の積算について見ると、単価を3業者からの見積りの平均値により設定しているが、土木設備工事に適用する「電気・機械設備工事見積り要領」によると、業者からの見積りにより単価設定する場合は、内容を精査し、総額の最低額を採用することになっている。</p> <p>このため、合わせて積算額約565万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止策として、土木設備工事に於ける今後の積算に当たっての留意事項を取りまとめ、「電気・機械設備見積り要領」を配布し、局内全体に周知した。</p> <p>事務所では、工事課設計係内会議を開催し、再発防止に努めるよう徹底した。</p>
都市整備局	機器費等を含む工事の諸経費を適正に計上すべきもの	<p>汐留地区区画整理事業に伴う街路築造工事等の諸経費について見ると、規格品ではない照明器具や照明柱の器資材費を諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の対象額として算出し計上している。</p> <p>しかし、局基準によると、発注者の仕様に基づき個別製作する場合、照明器具は機器として、また、鋼構造の照明柱は鋼構造製作物費として取扱い、諸経費算出の対象額となるのは、一般管理費における鋼構造製作物費のみである。</p> <p>このため、合わせて積算額約248万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向けて、平成19年6月22日付け通知文により、積算にあたっての留意事項を局内関係部署に周知徹底した。</p> <p>また平成20年3月3日に適正な積算が行われることを確認するため、部署ごとに「工事設計書照査記録表」を作成し複数によりチェックすることを各所管課長に指示した。</p> <p>事務所では、平成20年3月6日の通知文により、活用することを関係職員に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	建物管理委託における設備の運転・監視業務の積算を適正に行うべきもの	<p>東京都社会福祉保健医療研修センター建物管理委託は、10階建ての同センターの建物設備等を維持・管理するものである。</p> <p>電気及び機械設備の運転・監視業務の積算について見ると、同経費は、前年度の設計を参考にした単価及び開庁日数により算出しているが、局基準では照明器具、配線器具等の巡視などの標準周期及びこれに伴う標準単価を定めており、これにより行うことが適正である。</p> <p>このため、積算額約422万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成20年度契約の積算に当たっては、前年度単価を参考とするのではなく、「維持保全業務積算標準単価表」などにに基づき、適切に算出した。</p>
病院経営本部	開閉器盤の単価設定を適正に行うべきもの	<p>都立松沢病院E58病棟改修電気設備工事は、当該病棟の改修に伴い、新たに動力設備等の設置を行うものである。</p> <p>動力設備工事の積算について見ると、動力設備に電源を供給するための開閉器盤の単価は、業者からの見積りを基に設定しているが、開閉器盤の単価は、本部に標準単価が定められており、これにより行うことが適正である。</p> <p>このため、積算額約61万円が過大となっている。</p>	<p>当該単価項目が「電気設備工事積算標準単価表」に記載されているどうか容易にチェックできる「単価項目リスト」を新たに作成し、平成20年3月12日開催の施設担当係長会において各病院に周知した。</p>
病院経営本部	専門工業者に直接発注する場合における石綿処理工事の共通費の計上を適正に行うべきもの	<p>都立府中病院S館外2箇所石綿除去工事は、当該病院空調機械室において、アスベストが含有する内装材を除去するものである。</p> <p>工事の共通費について見ると、本部基準では、専門工業者に直接発注する場合の共通費は、低減された共通費率を用いて計上することになっているが、本工事の共通費は、専門の石綿処理業者に単独で発注しているにもかかわらず、一般的な工事における共通費率を用いて計上している。</p> <p>このため、積算額約239万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成19年12月11日に施設担当係長会を開催し、共通費計上のチェックリストである「小規模工事の実施マニュアル」に沿った適切な設計積算の徹底を指示した。</p> <p>また、局設計基準による専門工事について説明し、専門的知識を要する工事を行う際には、本部の施設整備係に事前相談を行うよう指導した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	工事請負契約を適正に行うべきもの	<p>松沢病院C35、36棟空調用電気設備工事は、空調機に電源を供給するために、電線管の敷設等を行うものである。</p> <p>電線管敷設の施工について見ると、本工事の契約前にしゅん功した空調機設置工事の工事記録写真において、既に電線管が敷設されていることが認められた。</p> <p>このように、本工事は工事完了後に契約が行われており、東京都契約事務規則及び工事施行規程に反し適正でない。</p>	<p>再発防止に向け、本部において「小規模工事の実施マニュアル」を改正し、関連工事との調整を実施計画の段階で行うことを明記するなど、適切な契約事務処理を図っている。</p>
産業労働局	作業船の積算を適正に行うべきもの	<p>沖ノ鳥島周辺海域における大水深中層浮魚礁の設置工事は、同海域の水産利用を促進するため、中層浮魚礁を設置するものである。</p> <p>浮魚礁設置費の積算について見ると、設置工事の作業船費用は、傭船費、艀装クレーン費等に船員費を加えて単価を設定しているが、見積りの傭船費には、すでに船員費が含まれており、その上に船員費を二重に計上することは適正でない。</p> <p>また、作業船の艀装クレーン費等の単価は局で定めたものがあり、割高な業者からの見積りを採用することは適正でない。</p> <p>さらに、回航費は、局基準では共通仮設費に計上することとしているが、直接工事費に計上しており適正でない。</p> <p>このため、積算額約1,196万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向け、専門外職員が行う漁港魚場関係工事について、適正な設計、チェックが行えるよう、注意事項等を整理した「工事の審査・確認心得」を新たに作成した。</p> <p>また、平成20年3月10日開催の課の係長会で、同心得の活用による十分な審査、確認することを周知徹底した。</p>
産業労働局	土のう工の積算を適正に行うべきもの	<p>小庄用水堰補修工事は、経年侵食によって破損した固定堰等の補修を行うものであり、土のうを用いた仮堤により締め切り、河道を迂回させて行っている。</p> <p>土のう工の積算について見ると、単位面積当たりの単価に土のう積の面積を乗じて算出している。当面積は、土のう積断面の法長に設置延長を乗じたものとなっているが、この単価は、土のう積の鉛直高の単位面積に対して設定されており、法長の面積を乗じることは適正でない。</p> <p>このため、面積が多く計上されており、積算額約74万円が過大となっている。</p>	<p>平成19年3月5日付けの契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>再発防止に向けては、新たに工事設計チェックシートを作成し活用することにより、土のう工の数量の積み上げ方を重点的にチェックするよう係長会で周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	船舶建造の一般管理費等の計上について検討すべきもの	<p>東京都小笠原水産センター漁業調査指導船「興洋」製造における一般管理費等の積算について見ると、局は船舶建造修理に必要な積算基準を定めていないため、港湾工事に適用する港湾請負工事積算基準（国土交通省）等を参考に算出し計上している。</p> <p>しかし、契約内容は船舶の建造であり、港湾工事と異なるため、一般管理費等は船舶および機械製造修理請負工事積算基準（国土交通省）に基づいて定められている東京都港湾局基準を参考に積算することが適切である。</p> <p>仮に、同基準に基づき算出すると、積算額約4,479万円が縮減できる。</p>	<p>局は、船舶建造等の積算にあたり、港湾局の船舶及び機械製造修理請負工事積算基準を参考とすることを決定し、同積算基準を島しょ農林水産総合センターに配布した。</p> <p>同センターは、積算担当者に対し、船舶製造・修繕等における一般管理費等の積算の際は、この基準を参考とするよう周知した。</p>
産業労働局	高所作業の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	<p>上恩方生活環境保全整備工事は、荒廃溪流の土砂流出を防止する谷止工等を設置するものである。</p> <p>谷止工等の仮設足場の施工状況について見ると、高所作業からの墜落災害を防止するため、労働安全衛生規則に定められている手すりの設置や安全帯の使用など必要な措置が講じられていないことが認められた。</p>	<p>再発防止に向けて、事務所は工事等安全対策委員会を設置し、新たに工事安全点検チェックリストを作成し、同チェックリストを活用して、工事現場安全点検を実施した。</p> <p>さらに、森林土木工事における安全講習会を職員、請負業者などに対して開催し事故防止に努めた。</p>
中央卸売市場	業者からの見積りによる投入ホッパーの単価設定を適正に行うべきもの	<p>食肉市場小動物棟Cライン廃棄物エアシューター改修工事は、既設廃棄物エアシューター1系統を2系統に分割し、増強を図るものである。</p> <p>廃棄物エアシューター設備の積算について見ると、投入ホッパーの製品単価は、業者からの見積りを基に設定しているが、この見積りは製品2台分のものであるにもかかわらず、誤って単価は1台分として設定されており、積算額約71万円が過大なものとなっている。</p>	<p>設計照査においては、起工書類、見積書及び設計書に記載された単価について、新たにチェックシートを作成し活用することとした。</p> <p>担当者から照査者、機械係長、設備課長の4者がチェックを実施し、再発防止を図っていく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	業者からの見積りによるコンセント盤等の単価設定を適正に行うべきもの	<p>葛西市場小型特殊自動車充電設備設置工事は、フォークリフト等小型特殊自動車の充電用コンセント盤等を設置するものであり、コンセント盤等の単価は業者からの見積りを基に設定している。</p> <p>ところで、市場では、単価表や積算資料にない機器の単価を設定する場合、業者からの見積りやカタログ単価に対し一定の査定率を定め、これに乗じて行っている。</p> <p>しかしながら、本工事では、市場の定めた査定率を適用すべきところ、独自の査定率を用いて単価設定しているため、積算額約153万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向けては、業者からの見積りによるコンセント盤等の査定率を改正し、単価表や積算資料にない機器の単価設定に当たっては、同査定率を適用することを指導した。</p> <p>あわせて、新たにチェックシートを作成し、活用することとした。また、工事設計書の回付時に、この査定率を確認して再発防止に取り組むこととした。</p>
建設局	樹木撤去工の積算を適正に行うべきもの	<p>補助第62号線（方南通り）電線共同溝設置工事及び街路築造工事は、道路拡幅整備として行うものである。</p> <p>樹木撤去工の積算について見ると、用地買収に伴う道路拡幅部（約46m²）にある樹木を撤去するため、高木幹周り30～59cm、419本分の枯損木抜根費を計上している。</p> <p>局基準では、樹木撤去工の費用算出に当たっては規模を幹周りで区分する高木と1株の高さで区分する中低木の2種類としているが、本工事で撤去した樹木は高木ではなく、中低木であり、中低木の撤去として積算すると約573万円が縮減できるものである。</p>	<p>再発防止に向け、平成19年12月18日の設計係内会議において、高木・中低木の別を樹木の一覧表に基づき、樹種や数量を的確に把握しチェックするよう徹底した。</p> <p>さらに、工事係は数量計算書・図面を、設計係はチェックリストに基づき積算を、それぞれ重点的にチェックすることとした。</p>
建設局	建設発生土の受入料金の設定を適正に行うべきもの	<p>カラー舗装工事（3の1）は、特例都道新宿副都心四号線の歩道にインターロッキングブロックの敷設等を行うものである。</p> <p>現場から発生する土砂である建設発生土は、城南島受入基地へ昼間に搬入されているが、本工事の積算では、誤って夜間の受入料金を用いて費用を計上しており、積算額約88万円が過大となっている。</p>	<p>再発防止に向け、平成19年12月20日の補修係内会議において、設計期間とチェックに十分時間をとるとともに、チェック作業はチェックリストを利用して2名体制で行うことを指示した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	置きガードレール移設工の単価設定を適正に行うべきもの	<p>環状8号線における街路築造工事は、電線共同溝の設置及び車道部の舗装本復旧を行うものである。</p> <p>工事区間の交通流を制御するための置きガードレール移設工の単価について見ると、局基準には当該歩掛がないとして、同基準の集水桝の設置歩掛を参考に設定している。しかし、設定した当単価は、集水桝（長さ60cm）1箇所当たりの設置歩掛を6.7倍して、置きガードレール（標準長4m）1基を移設するのと同等としているが、これは単純に桝の長さを置きガードレールの延長比としたもので適切でない。</p> <p>現場状況を考慮して、置きガードレール移設工の実態に即して単価設定を行えば、積算額約474万円が縮減できる。</p>	<p>置きガードレール移設工単価の歩掛りを積算基準に追加し、平成20年4月から適用することとした。</p> <p>事務所では、積算基準に追加した同歩掛りを用いて、適正な単価設定を行うよう周知徹底した。</p>
建設局	防護柵工の積算を適正に行うべきもの	<p>八王子3・3・41号線の街路築造工事において、車両が路外へ逸脱する事故を防止するための防護柵工の積算について見ると、次の誤りが認められた。</p> <p>コンクリート打設工について、割高な人力施工として費用を計上しているため、積算額約181万円が過大なものとなっている。</p> <p>鉄筋工について、適用対象外の割増補正を行って費用を計上しているため、積算額約93万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局内の技術職員を対象に、積算基準改訂説明会において、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>事務所では、課長会及び職員向け説明会において、施工中・起工済案件についても各工事担当者、設計及び工事係長が積算内容の再チェックを行うことを周知徹底した。</p>
建設局	諸経費算出における工種区分の適用を適正に行うべきもの	<p>路面補修工事（保水性舗装）は、ヒートアイランド現象を緩和するため、保水性舗装などを行うものである。</p> <p>局基準によると、工事の諸経費算出に当たっては、工事内容により工種区分及び適用する諸経費率が定められており、それに応じた率を用いて諸経費を計上することとしている。</p> <p>しかし、本工事では「舗装工事」とすべきところ、土工、街きょ工等を行う「道路改良工事」を適用し積算しているため、積算額約129万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向け、積算体系に見合ったチェックリストを平成19年12月に新たに作成し、厳格な活用に努めることを職員に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	<p>専門工事業者に直接発注する場合における解体工事の共通費等の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>蘆花恒春園北側園地基盤整備工事は、都立公園整備のため、建物基礎の撤去等を行うものである。</p> <p>共通費等の積算について局基準では、解体工事などの専門工事を専門工事業者に直接発注する場合について、一般的な工事とは別の取扱いを定めており、次の誤りが認められた。</p> <p>当該専門工事にかかわる単価を調整することとなっているにもかかわらず、単価の調整が行われていない。</p> <p>共通費の算出に当たっては、低減された共通費率を用いるべきところ、誤って一般の工事に適用する率を用いている。</p> <p>廃棄物処分費は、共通費算出の対象額から控除して積算すべきところ、廃棄物処分費の控除が行われていない。</p> <p>このため、積算額約255万円が過大なものになっている。</p>	<p>照査段階でのチェックの適正化を図るため、案件に応じた職種の職員がチェックすることとし、所内を横断した照査体制とした。</p> <p>また、設計関係職員が照査で用いる参考資料に、専門工事業者に発注する場合における積算の注意事項を追加した。</p>
建設局	<p>工事に必要な設計図書を契約書に適正に添付すべきもの</p>	<p>隅田川係留所補修工事は、係留所の内装及び外壁等の改修を行うものである。</p> <p>本工事の契約書について見ると、工事内容は、前年度に委託した老朽度調査等をもとに外壁等の改修を行うこととしているが、工事に必要な設計図書が一部を除き添付されていない。</p>	<p>再発防止に向けて「工事監査報告会」を開催し、契約書を適正に作成するため、所内他課の専門職員によるチェックを行うことを周知徹底した。</p>
港湾局	<p>昼夜区分の設計変更を適正に行うべきもの</p>	<p>有明南縦貫道路延伸部舗装工事は、有明南縦貫道路の延伸として街路築造を行うものである。</p> <p>門型式標識工の積算について見ると、当初設計では夜間施工として費用を計上しているが、交通管理者の許可が得られたことなどにより昼間施工で実施している。</p> <p>しかし昼間施工への設計変更がなされていないため、積算額約91万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向け、設計変更の適正化を図るため、新たに係会議を適時開催することにより、設計変更の有無を係全員で確認することとした。</p> <p>変更がある場合は、複数の係によるチェックを徹底している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
東京消防庁	<p>工事用機械の搬入・搬出に当たり、関係法令を遵守することはもとより、一般交通への安全対策を十分行うよう請負者を適切に指導、監督すべきもの</p>	<p>防火水槽新設工事（その3）は、区立小学校の校庭に防火水槽（鋼製円型100m³）を新設するものである。 土砂を掘削する大型建設機械（バックホウ）の現場への搬入・搬出状況について見ると、同機械は、工事現場へ運搬車両で搬入・搬出することとして施工計画書が提出され、庁において了承されていたにもかかわらず、公道を長距離（約250m）に渡りカタピラ自走されており、安全かつ確実な工事の施工管理監督という点から適切ではない。</p>	<p>工事の施工管理監督に当たり、職員に対して監督業務の再確認、関係法令等の遵守の指導等及び公道上を作業する場合の安全管理を徹底して行うよう注意喚起した。 今回請負った業者に対しては、指導書を交付し、合わせて請負業者からの始末書を提出させ、同事案に対する重大性を認識させた。</p>
交通局	<p>大型土のう設置・撤去工の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>白丸調整池ダム濁水防止工事は、調整池内の河道を大型土のうで固定し、堆積した土砂の流出を抑制するものである。 大型土のう設置・撤去工の積算を見ると、局基準にある仮締め切りに適用する土のう工の歩掛を用いて行っているが、この歩掛は一般的な小型土のうを使用し、人力で施工する場合に適用するものである。 局で定めていない工種の積算を行う場合には、公的機関等の基準類を準用するものとしており、仮に国土交通省土木工事標準積算基準書にある大型土のう工の歩掛を用いて積算すると、積算額約221万円が低減できる。</p>	<p>平成19年3月5日付けの契約変更により、減額是正を行った。 従来より、発電業務に関する大型土木工事は、土木技術経験が豊富な建設工務部へ設計、積算を依頼することになっているが、今後は設計・積算を適正に行うよう改めて周知徹底した。</p>
水道局	<p>設備工事に使用するケーブル等の環境物品等への転換促進について検討すべきもの</p>	<p>都は、「平成18年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」を定め、設備工事に於いて、ハロゲンや鉛などを使用しないEM電線及びEMケーブルを、特に重点的に使用の推進を図る特別品目としている。 局の設備工事におけるケーブルの使用方針について見ると、EMケーブルと従来型ケーブルとを混用した場合は、リサイクルが困難になるとして従来型ケーブルを使用することとしているが、EMケーブルと従来型ケーブルを混用しても、リサイクルに際して大きな支障はない。 今後の工事においても従来型ケーブルを使用し続けることは、新たな環境負荷を次世代に残すことになり、適切でない。</p>	<p>設備工事において使用するケーブルは、原則として、全てEM電線、EMケーブルとすることとし、特記仕様書作成要領の改定を行った。 また、機械・電気設備工事標準仕様書（平成20年4月）について、電線、ケーブル類は、環境対策型を使用することの改定を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	改良土運搬工の積算を適正に行うべきもの	<p>第一淀橋給水所配水池及び第二淀橋給水所ポンプ棟耐震補強工事は、増し梁等により補強を行うものである。</p> <p>配水池上部のグラウンド復旧に用いる改良土運搬工の積算について見ると、改良土の運搬距離を2.1kmとすべきところ、誤って積算システムに2.18kmと入力したため、積算額約1,172万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成20年2月22日付けの契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>再発防止に向け、適正な運搬費の計上の注意事項を新たなチェック項目として追加し、活用することを関係部署に周知した。</p>
水道局	グラスウールボード張りの単価設定を適切に行うべきもの	<p>北鹿浜増圧ポンプ所建物改修工事は、壁及び天井の石綿含有吹付け吸音材を撤去し、グラスウールボード張りを行うものである。</p> <p>内装工事の積算について見ると、グラスウールボード張り単価は、施工の難易度が高いとして、業者からの見積りにより設定しているが、現場状況を見ると全てにおいて難易度が高いものではない。</p> <p>難易度が低い部分においては、建設資材定期刊行物に掲載されている標準的な単価を用いるのが適切であり、現場条件に即して積算すると約94万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止策として、今後、専門外職員の行った設計書については、専門職種である営繕課の担当者と係長によるダブルチェックを行う体制とすることとした。</p>
水道局	土砂等運搬工の積算を適正に行うべきもの	<p>練馬区石神井町八丁目8番地先から同区石神井町四丁目3番地先間配水管移設工事は、水道配水管の移設を行うものである。</p> <p>新設配水管工事に伴う掘削土、埋戻土等の土砂運搬工の積算について見ると、土砂の運搬車両は、全て4t積みダンプトラックを用いているが、現場は10t積みダンプトラックが十分に使用できる箇所が多く、実際の施工に際しても土砂運搬量の半分近くを10t積みダンプトラックで行っている。</p> <p>現場条件に即して積算すると、約326万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成19年6月28日付けの契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>再発防止に向け、従来のチェックリストに運搬車両の項目を追加し活用することにより、チェックを徹底して行うことを関係部署に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	ケーソン工事における足場工の積算を適正に行うべきもの	<p>江東区豊洲二丁目から港区港南五丁目地先間送水管用中間立坑築造工事は、自動化オープンケーソン工法により中間立坑を築造するものである。</p> <p>ケーソン躯体築造のため、躯体の内側外側に設置する足場工の積算について見ると、両方合せて外側足場面積の1.6倍の数量を計上しているが、本工事の積算で使用したPCウェル工法研究会の積算資料によると、足場数量はケーソン躯体外周面積の1.6倍と定めている。</p> <p>同積算資料に基づき積算すると、約170万円が過大なものとなっている。</p>	<p>設計・施工担当者に対し、ケーソン工事における足場工の積算など当局基準にない工種や施工方法については、他団体の基準を適正に使用するように周知徹底を図った。</p> <p>さらに、再発防止に向け、「設計チェックリスト」に、適用基準の確認項目を追加するとともに、活用することを関係部署へ周知した。</p>
下水道局	建物撤去工事における枠組足場等の損料を適正に計上すべきもの	<p>ミキシングプラント撤去工事における建物撤去に係る枠組足場及び災害防止シートの積算について見ると、同材の使用損料は、単位損料単価に使用する日数を乗じて算出するものであるが、使用日数を過去の工事事例を参考に90日として計上している。</p> <p>しかし、当工事工程から損料日数は、60日分程度とすることが適切であり、積算額約234万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止について、建築工事チェックシートを改定し、活用することを設計担当部署に周知徹底した。</p>
下水道局	発生土運搬工に伴う首都高速道路通行料を適正に計上すべきもの	<p>日本堤南幹線その2工事は、泥土圧式シールド工法により、日本堤南幹線の一部を築造するものである。</p> <p>シールドにより発生する土砂運搬工の積算について見ると、首都高速道路の通行料は、ダンプトラック1台当たりの通行料を土砂1m³あたりに換算し、土砂数量を乗じて計算しているが、運搬に使用するダンプトラック10t車の通行料を用いるべきところ、誤って、2t車の通行料を用いているため、積算額約793万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成19年7月12日付けの契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>再発防止に向け、1工種が多額となる積算内容は係長が必ず確認するなど課内の取組み体制を定め、平成19年10月17日の課内係長会で周知したほか、文書により関係職員に周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	ケーソン工事におけるセントル工の積算を適正に行うべきもの	<p>西日暮里幹線立坑設置工事は、西日暮里幹線築造として、ニューマチックケーソン工法によりシールド発進立坑を築造するものである。</p> <p>本工事に伴うセントル工の積算について見ると、セントルを覆うモルタル工として、左官工のコテ仕上げを伴う上塗りモルタル工を計上しているが、施工実態を考慮すると、コテ仕上げを伴わないモルタル工の計上が適正であり、積算額約1,036万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成19年7月23日付けの契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>再発防止に向け、1工種が多額となる積算内容は係長が必ず確認するなど課内の取組み体制を定め、平成19年10月17日の課内係長会で周知したほか、文書により関係職員に周知した。</p>
下水道局	泥土圧式シールド工法における機械器具損料を適正に計上すべきもの	<p>馬込西二号幹線その3工事は、泥土圧式シールド工法により同幹線を築造するものである。</p> <p>ルート変更に伴いシールドマシンを設計変更する際の機械器具損料の積算に誤りがあるほか、シールドジャッキ1台分の損料単価について、割高な業者からの見積りによる単価を用いているため、積算額約9,248万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成19年7月13日付けの契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>再発防止に向けては、チェック精度の向上を図るため、シールド工事等については、設計書及び変更書のチェックを所内PTにおいて行っている。</p>
下水道局	ブロック積み天端コンクリート工の積算を適正に行うべきもの	<p>南多摩水再生センター法面整備工事は、同センター内の山腹の崩壊を防止するため、法枠等を設置するものである。</p> <p>緑化ブロック積みの天端に打設するコンクリート工の積算について見ると、コンクリート1m³当りの単価をそのまま天端1m当たりの単価として設定し積算しているが、天端1m当たりの単価はコンクリート1m³当りの単価に天端断面積(0.196m²)を乗じて設定すべきものである。</p> <p>このため、積算額約220万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向け、積算の段階で、複数でチェックすることとし、さらに、起工・契約後の段階で、工事課との共同による設計図書のチェックを行うなどチェック体制の強化を図ることとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	タイルカーペット張りの単価設定を適正に行うべきもの	<p>多摩川上流水再生センター管理棟その他改良工事は、事務室、水質試験室等を改修するものである。</p> <p>内装工事におけるタイルカーペット張りの積算について見ると、同材の単価は、割高なカタログ価格を基に設定しているが、局は平成18年度から市場単価を踏まえ、同製品の単価を設定しており、これにより積算することが適正である。</p> <p>このため、積算額約94万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向け、設計委託時点での係内審査や、設計時点での審査担当者及び係長級職員によるダブルチェックを徹底して行うこととした。</p>
下水道局	沈殿池天井、壁、底部の断面修復工の積算を適正に行うべきもの	<p>北多摩一号水再生センター第一沈殿池防食工事は、沈殿池の躯体コンクリートに防食工事を行うものである。</p> <p>沈殿池天井、壁、底部の断面修復工の積算について見ると、修復面積は、修復厚さ5mmを1,786m²、10mmを515m²とすべきところ、誤って逆に5mmを515m²、10mmを1,786m²として積算したため、積算額約466万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向け、設計委託時点での係内審査や、設計時点での審査担当者及び係長級職員によるダブルチェックを徹底して行うこととした。</p>
教育庁	業者からの見積りによる工費の計上を適正に行うべきもの	<p>駒沢オリンピック公園総合運動場体育館大型映像装置改修工事は、園内にある体育館の大型映像装置及び室内競技表示装置の老朽化に伴い、部品等を交換するものである。</p> <p>室内競技表示装置工の積算について見ると、部品等を交換する工費は、業者からの見積りを基に計上されているが、内訳には工費として計上すべきでない諸経費や、過大な機器の試験・調整費等が含まれており、積算額約95万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成19年2月26日付けの契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>再発防止に向け、設計に当たり見積書を十分に精査したことを担当者以外の係内職員がチェックすることとした。</p>
教育庁	契約図書を適正に作成すべきもの	<p>都立調布北高等学校耐震補強その他改修工事は、校舎棟及び体育館棟の耐震補強及び外構工事等を行うものである。</p> <p>外構工事について見ると、契約図書には、設計内訳書に計上している約400万円の工事内容として、舗装等の工事範囲を示した配置図のみしか添付されておらず、本件契約図書は、契約の履行に支障をきたすものとなっており、適正ではない。</p>	<p>庁技術職員全員に注意喚起を行うとともに、再発防止に向け、設計に当たり、図面と内訳の確認を担当者以外の係内職員がチェックすることとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
警視庁	鉄骨加工費の積算を適切に行うべきもの	<p>警視庁本部庁舎発電設備その他改修工事は、災害時に安定的に電気を供給するため行うものである。</p> <p>三階屋上部分に設置される発電機の架台、メンテナンスデッキ、目隠しルーバーに係る鉄骨加工費の積算について見ると、庁基準では、鋼板とH形鋼を分けて算出することとしているが、本工事の積算では、鋼板とH形鋼とを分けずに高額な鋼板加工単価に鋼材総使用量を乗じて行っている。</p> <p>また、鋼材総使用量には算入すべきでない高力ボルト等を加算しているため、過大積算となっている。</p> <p>一方、溶接工が未計上のため過少積算となっている。</p> <p>このため、差引きすると積算額約294万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止について、起工物件の設計図書を毎月1回検査する自主監査日を設け、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また、従来のチェック体制を見直し、設計、積算過程において他係の電気、機械技術の専門職幹部によるチェックを行うようにした。</p> <p>さらに、主体が電気、機械設備工事で、その一部に100万円以上の建築工事が含まれる工事については、別途、建築技術者を指定することとした。</p>

〔平成19年財政援助団体等監査〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局 (公立大学法人首都大学東京)	受託業務の再委託に係る手続を適切に行うべきもの	<p>法人は、「アジアの遠隔教育環境等に関する調査研究委託」の業務を都から受託しているが、契約書によれば、法人が都の承諾を得ることなく、受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができないとしている。</p> <p>法人は再委託を行う場合、都からの承諾は書面により受けることとしているが、これを行っておらず、適切でない。</p>	<p>経営審議会等において、指摘事項を説明し、注意喚起を行ったほか、教授会等においても周知徹底を図った。</p> <p>また、受入部署である経営企画室企画課等に対し、適正に業務委託契約を行うよう平成20年2月27日に文書により通知し、指導した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
総務局 (公立大学法人首都大学東京)	研究費に係る契約事務を適切に行うべきもの	<p>法人では、予定価格が50万円未満の場合は、単数の見積書を徴することにより契約を行うことができるとしているが、研究費の契約状況について、以下のような適切でない事例が認められた。</p> <p>試料測定装置を2台購入するに当たり、一括購入が可能であるにもかかわらず、予定価格を50万円未満として2回に分割して行っている。</p> <p>フィルター他を購入するに当たり、一括購入が可能であるにもかかわらず、予定価格を50万円未満として、10回に分割して行っている。</p> <p>検査員に指定されていない教員が納品検査を行っている。</p> <p>発注者である教員以外の者が納品検査・確認することになっているが、発注者が検査を行っている。</p>	<p>経営審議会、教育研究審議会において、指摘事項の説明を行い、注意喚起を行うとともに、教授会等において周知徹底を図った。</p> <p>納品検査については、平成19年11月より事務職員が検査を行う制度を本格実施した。</p>
総務局	離島航路補助の損益計算の審査を適正に行うべきもの	<p>離島航路補助(父島～母島航路)の補助金について、要綱では、交付すべき補助金の額は、航路損益計算書を要綱で定める方法により査定した後の実績欠損額をもとに算定している。</p> <p>しかし、平成18年度の審査査定後の航路損益計算書を見たところ、運賃総額に一定割合を乗じて得た金額を費用計上しているが、運賃総額には消費税が含まれているにもかかわらず、さらに消費税分を上乗せしたため、消費税が二重に計上されており、適正でない。</p>	<p>補助金の確定額の変更を行い、過大額624,508円が平成20年2月25日に返還されたことを確認した。</p> <p>今後の補助金支出に際してチェックリストを作成し活用することにより、再発防止対策を講じた。</p>
生活文化スポーツ局 (学校法人日本学園)	情報化推進補助に係る補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、教育用コンピュータ等をレンタルまたはリース方式により各学校が整備する場合に、パソコンの台数に応じて補助金の交付を行っている。</p> <p>学校法人日本学園の日本学園中学校及び日本学園高等学校では、パソコン全てを高校で使用するものとして、補助金の交付を受けているが、当該パソコンの使用実態を見ると、中学・高校共用であることから、台数の按分をする必要があり、生徒数により按分すると、平成18年度に60万円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成20年2月13日に全額返還された。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
生活文化スポーツ局 (学校法人東京女学館)	情報化推進補助に係る補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、教育用コンピュータ等をレンタルまたはリース方式により各学校が整備する場合に、パソコンの台数に応じて補助金の交付を行っている。</p> <p>学校法人東京女学館の東京女学館中学校及び東京女学館高等学校では、パソコン全てを中学校で使用するものとして、補助金の交付を受けているが、当該パソコンの使用実態を見ると、中学・高校共用であることから、台数の按分をする必要があり、生徒数により按分すると、平成17年度に60万円、平成18年度に180万円が過大に交付されている。</p>	過大に交付した補助金については、平成20年2月14日に全額返還された。
生活文化スポーツ局 (学校法人法政大学)	都内生就学促進補助に係る補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、都内に所在する私立高等学校が行う都内公立中学生に対する就学促進に対し、都内公立中学校出身者の数を基準に補助金を交付している。</p> <p>学校法人法政大学は、補助対象とならない国立大学の付属中学校出身者3名を含めて申請しており、当該補助金6万9,000円が過大に交付されている。</p>	過大に交付した補助金については、平成20年2月15日に全額返還された。
生活文化スポーツ局 (学校法人麻布山幼稚園)	人件費の支給根拠を明確にして支給すべきもの	<p>私立学校経常費補助の補助対象経費である教職員の人件費に係る給与・諸手当については、それぞれの学校法人における給与規程等に定めることとしている。</p> <p>学校法人麻布山幼稚園の人件費の支出状況について見たところ、麻布山幼稚園は、預かり保育手当を支給しているが、この手当について、給与規程に具体的な定めがなく、支給根拠が明確でない。</p>	<p>法人は平成19年10月14日に理事会を開催し、支給根拠を明確にするため、「給与規程」を改正した。</p> <p>局においても、学校法人対して、手当の支給根拠を明確にするよう、さらに徹底指導していく。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
生活文化スポーツ局 (財団法人東京都歴史文化財団)	管理手数料に係る検査を適切に行うべきもの	<p>財団は、平成18年4月から、ワンダーサイト渋谷に設置した喫茶店の運營業務について、Aと飲食施設業務委託契約を締結している。</p> <p>契約書によれば、売上金の確認のため必要があるときは、Aの売上帳簿及び売上金を入金する銀行口座の通帳等を検査することができるとしているが、監査日現在まで一度も売上高の実地検査を行っておらず、業務管理の上から適切とはいえない。</p>	<p>平成20年1月17日に、売上の実地検査を実施し、Aのレジ記録、日報、月報とワンダーサイトへの売上報告との照合を行った。</p> <p>今後は必要な都度、売上検査を行っていく。</p>
生活文化スポーツ局 (財団法人東京都歴史文化財団)	債務負担に係る事務処理を適正に行うべきもの	<p>財団は、平成18年1月11日から平成19年3月31日までを契約期間として、「東京都歴史文化財団事業計画及び事業実施等に関するアドバイス業務委託」契約を締結している。</p> <p>ところで、財団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、2つの会計年度にわたる場合は、予算として債務負担額を定めることと財務規程で定めているが、財団は平成17年度の予算において、債務負担額を計上しないまま、当該契約を締結しており、適正でない。</p>	<p>今後は、公益法人会計基準や財務規程を遵守し、適正に事務処理を行う。</p>
都市整備局 (瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合)	移転補償の算定を適正に行うべきもの	<p>土地区画整理事業に伴う建物の移転補償の算定に際しては、基準に定められた加算値及び係数等を使用することになっている。</p> <p>しかし、平成17年度における移転補償の支払いについて、加算値の誤りや、引越あいさつ費など加算すべきでない費用を含めた積算の誤り、消費税計算の際の算定漏れなどにより、過大な算定がされていた。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成20年1月22日に違約加算金を含め7万8,302円を返還させた。</p> <p>また、組合に対して移転補償の適正な算定を行うように指導した。</p>
都市整備局 (首都高速道路株式会社)	費用負担の算定を適正に行うとともに、チェック体制の強化を図るべきもの	<p>首都高速中央環状新宿線の建設工事の影響により発生した井戸枯れに対し、会社は上水道給水設備新設工事費及び今後30年間の上下水道料金等を費用負担している。</p> <p>しかし、井戸枯れが生じた相手方は従前より、井戸水の使用による下水道料金の支払いをしているため、新たに発生する維持管理費用として下水道料金分を負担していることは適正でない。</p>	<p>平成20年1月17日の経営会議において報告すると共に、従来からの個別の審査に加え、集中審査を実施するなど、より一層の審査体制の強化を図った。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (首都高速道路株式会社)	鋼橋脚架設工の積算を適正に行うべきもの	<p>橋脚工事における、鋼橋脚架設工の設計変更について、以下の問題点が見受けられた。</p> <p>夜間施工のトラッククレーン賃料は、会社基準によると、昼間の賃料に夜間割増補正1.3を乗じて算出することとなっているが、1.5を乗じて算出している。</p> <p>橋脚とアンカーボルトの固定に使用する無収縮モルタル材料費は、数量を誤って二重に計上している。</p> <p>このため、合わせて積算額約973万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成19年11月15日付けの契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>積算ミス再発防止を図るため、新たに「監査指摘事項事例集」を作成し、積算時の観察眼・注意力の向上に努めるとともに、積算チェック等に活用していくことを、積算及び審査担当者へ周知した。</p>
都市整備局 (首都高速道路株式会社)	土砂運搬工の単価設定を適正に行うべきもの	<p>富ヶ谷出入口トンネル工事は、神山町代々木シールドトンネルを地上より開削し、富ヶ谷出入口を構築するものである。</p> <p>掘削工の積算について見ると、土砂運搬の単価を昼夜間連続(24時間)のダンプトラック運転費より設定しているが、その際の運搬に必要な日数は、ダンプトラックを8時間運転するものとし算出している。</p> <p>昼夜間連続(24時間)のダンプトラック運転費を用いるのであれば、運搬に必要な日数は、8時間運転とするのではなく、昼夜間連続(24時間)運転として算出するべきであり、積算額約1,428万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成20年2月14日付け契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>積算ミス再発防止を図るため、新たに「監査指摘事項事例集」を作成し、積算時の観察眼・注意力の向上に努めるとともに、積算チェック等に活用していくことを、積算及び審査担当者へ周知した。</p>
都市整備局 (首都高速道路株式会社)	RC橋脚鋼板巻立て補強工の積算を適正に行うべきもの	<p>床組構造改築工事は、首都高速中央環状線「かつしかハープ橋」の耐震補強のため行うものである。</p> <p>RC橋脚補強工事について、橋脚下部のコンクリート削孔工や鋼板アンカー取付工等は全て水中施工として積算しているが、(社団)日本港湾協会の基準を準用すると、工事期間中の最高水位と最低水位の平均水位が水中施工と陸上施工の境界になり、全てを水中施工とすることは適正でない。</p> <p>また、アンカーボルト類の数量及び種類についても誤りがあり、合計で積算額約2,371万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向け、水中施工が含まれる工事の積算を行なう場合に、(社)日本港湾協会の積算基準を参考にして、気中施工と水中施工の範囲設定を適正に行うよう指示した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (医療法人社 団円祐会)	補助金の交 付決定を取り 消すべきもの	<p>法人に対する補助金のうち、施設借上げ経費の交付状況について見たところ、法人は、法人代表者の署名、押印が無い「貸室賃貸借契約書」を局に提出し、補助金の交付申請を行っている。</p> <p>一方、法人は、当該施設の賃貸人と、賃借人である法人の理事長が同一であり、利益相反行為(医療法第68条、民法第57条)に当たることから、法人が申請し、知事が選任した特別代理人を賃借人として、平成17年6月からの貸室賃貸借契約書を別途作成している。</p> <p>しかし、局は、法人から特別代理人の選任申請を受理し、選任を決定しておきながら、申請時契約書に基づいて、施設借上げ経費に係る補助金の交付決定を行っていることは、適正でない。</p>	<p>補助金139万6,000円の返還(平成20年2月25日)及び違約加算金40万9,586円の返還(平成20年3月5日)を受けた。</p> <p>平成20年2月22日、当該事業者に対し、今後の補助金交付事務に係る必要書類の適切な処理等について指導を実施した。</p>
福祉保健局 (財団法人聖 路加国際病 院)	経費の算定 を適正に行う べきもの	<p>福祉保健局は、病院が設置している救命救急センターの事業の運営に要する費用に対して補助金を交付している。</p> <p>病院は、運営費に係る補助金の申請に当たり、施設整備に係る補助金によって整備した、固定資産に係る減価償却費を対象経費に含めて計上している。</p> <p>しかし、補助金によって整備した固定資産に係る減価償却費を、運営費補助の対象に含めていることは適正でない。</p>	<p>補助対象経費の算出を平成20年3月14日付けで適正に行うとともに、今後は実績報告書に減価償却費の算出根拠を添付することを法人へ通知した。</p>
福祉保健局 (社会福祉法 人たま紫水 会)	補助金の執 行に当たり審 査を適正に行 うとともに、 過大に加算し た補助金の返 還を求めるべ きもの	<p>局は、特別養護老人ホームの運営等に要する費用の一部として、平成11年度以前に採用したあん摩マッサージ指圧師を継続して雇用することを条件に補助している。</p> <p>ところで、法人の運営する2施設のあん摩マッサージ指圧師は、どちらも平成12年以降の採用であり、補助金429万2,000円が過大に交付されている。</p>	<p>平成20年1月25日に法人より、過年度に遡り784万4,000円の超過交付額の返還を受けた。</p> <p>また、当該補助金の交付対象である全81施設に対し、交付要件の再周知とともに調査を実施したところ、9施設において過大交付が判明したため、現在、補助金6,760万9,000円の返還手続きを行っている。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉法人黎明会)	補助金の返還を求めるべきもの	法人は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保護施設)」に基づき、都から補助金の交付を受けている。 この補助金に係る申請書について見たところ、平成19年2月と平成19年3月の入所者数に、補助金の加算対象外である平成18年11月の退所者を含めて申請したため、補助金4万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成20年1月31日に全額返還させた。
福祉保健局 (社会福祉法人二葉保育園)	補助金の返還を求めるべきもの	法人は、保育所の運営等に要する費用の一部について都から補助金の交付を受けている。 この補助金交付状況について見たところ、補助金対象事業の要件を満たしていないにもかかわらず、誤って実績報告を提出したため、31万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成20年1月31日に返還させた。 各保育園に対し、誤認の無いよう注意喚起する通知文を送付した。
福祉保健局 (社会福祉法人慈光会)	補助金の返還を求めるべきもの	法人は、保育所の運営等に要する費用の一部について都から補助金の交付を受けている。 この補助金交付状況について見たところ、補助金対象である利用児童数を誤って実績報告を提出したため、11万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成20年2月8日に返還させた。 各保育園に対し、誤認の無いよう注意喚起する通知文を送付した。
福祉保健局 (社会福祉法人青梅みどり福祉会)	補助金の返還を求めるべきもの	法人は、保育所の運営等に要する費用の一部について都から補助金の交付を受けている。 この補助金交付状況について見たところ、補助金対象である事業への参加人数について、誤って実績報告を提出したため、24万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成20年1月31日に返還させた。 各保育園に対し、誤認の無いよう注意喚起する通知文を送付した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉法人厚生館)	補助金の返還を求めるべきもの	<p>法人は、母子生活支援施設の運営等に要する費用の一部について都から補助金の交付を受けている。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、加算対象となる児童の数を誤って実績報告を提出したため、6万4,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成20年3月11日に返還させた。</p> <p>再発防止に向け、補助金対象の全法人に対し、「各月別利用者名簿」の提出を求め、加算対象者の当該初日 в籍を確認のうえ適正に申請するよう指導した。</p>
福祉保健局 (財団法人東京都医学研究機構)	ケージ等の購入を競争契約とすべきもの	<p>マウスなどの飼育かご等の購入契約について見たところ、規格を統一する必要から、特定のメーカー製品を指定し、メーカーであるBを特命し、購入契約を締結している。</p> <p>しかし、製品がメーカー直販でない限り、製品を取り扱う業者間の競争が可能であることから、メーカーを相手方として特命随意契約を締結していることは適切でない。</p>	平成19年12月から、競争契約により契約を締結している。
福祉保健局 (財団法人東京都医学研究機構)	退職金に係る会計処理及び補助金の算定を適正に行うべきもの	<p>法人の退職給与引当金の算定について見たところ、算定基準時を錯誤し、当年度末ではなく翌年度末の要支給額に基づいて計上したことから、平成17年度に417万円、平成18年度に471万円過大に計上している。</p> <p>この結果、平成17年度に417万円、平成18年度に54万円の補助金が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成20年2月8日に返還させた。</p> <p>補助金の算定については、今年度から適正に行い、当該算定に基づく補助金を交付している。</p>
病院経営本部 (財団法人東京都保健医療公社)	院内保育委託の契約方法を競争契約に見直すべきもの	<p>多摩北部医療センターでは、院内保育を委託契約により行っているが、平成9年度から長年にわたり同一業者と特命随意契約を継続している。</p> <p>院内保育は、受託できる事業者が複数存在していることから、契約の公正性、経済性の観点から特命随意契約とすることは適切でない。</p>	平成20年度から競争により契約を締結している。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部 (財団法人東京都保健医療公社)	ペースメーカー購入の契約方法を競争契約に見直すべきもの	<p>大久保病院及び荏原病院では、院内の医師等によって構成される「医療機器施設整備物流委員会」において心臓ペースメーカーの指定を行い、購入している。</p> <p>病院は、指定ペースメーカーの購入にあたり、製造会社の代理店と特命随意契約としているが、指定ペースメーカーを販売する業者は他にも複数存在しているため、特命随意契約とするのは適切でない。</p>	<p>大久保病院では、平成20年度契約より競争契約にした。</p> <p>荏原病院については、平成20年度より材料調達代行業務及び物流管理業務を委託することとし、委託業者がペースメーカーを購入するが、当該委託業者について、院内の業者選定委員会の審議において、企画提案方式により決定した。</p>
病院経営本部 (財団法人東京都保健医療公社)	歯科技工委託の契約方法を競争契約にすべきもの	<p>歯科技工委託契約について、多摩南部地域病院及び大久保病院は特命随意契約により契約しているが、受託できる業者は複数存在し、実際に他の病院においては競争により行っていることから、特命随意契約することは適切でない。</p>	<p>平成20年度から競争契約により契約を締結している。</p>
病院経営本部 (財団法人東京都保健医療公社)	工事の契約方法を競争契約に見直すべきもの	<p>荏原病院では、地域医療連携室等整備工事を、Mと特命随意契約で行っているが、その特命理由を、</p> <p>平成17年度末に病院経営本部が行った工事の引き続きで既存施工状況を熟知していること</p> <p>患者及び職員の安全確保のため、綿密な工事計画と細心な注意が必要なことから、病院改修工事の経験が必要であることなどとしているが、特命随意契約する根拠とは認められない。</p>	<p>平成20年2月27日に開催した用度係長会において、このような工事契約においても原則競争入札することとし、安易に特命随意契約を行うことのないよう周知徹底した。</p>
病院経営本部 (財団法人東京都保健医療公社)	カーテン賃借の契約方法を競争契約に見直すべきもの	<p>多摩南部地域病院では、平成6年度の開院当初から、カーテンの賃借をNと特命随意契約で行っているが、既に12年以上の期間が経過し、その間、カーテンの耐用年数も過ぎ、取替えも行われているなど、特命随意契約とする妥当な期間(通常5年間)を大幅に超過し契約を継続していることは適切でない。</p>	<p>平成20年度から競争契約により契約を締結している。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
病院経営本部 (財団法人東京都保健医療 公社)	警備委託契 約に係る仕様 書の作成及び 履行の確認を 適切に行うべ きもの	<p>多摩北部医療センターの警備業務委託について、以下のような問題点が認められた。</p> <p>夜間の建物内巡回については、巡回時計により記録を3回行うべきところ、2回しか行っていない。</p> <p>職員住宅巡回については、巡回時刻が定められているにもかかわらず、巡回時刻の記録がされていない。</p> <p>駐車管理については、その実施記録がなく、履行確認が不十分である。</p>	<p>平成20年3月から、警備日誌について職員住宅巡回記録欄及び駐車管理(車の誘導等)の実施記録欄を警備日誌に設けた。</p> <p>今後は警備日誌等のチェックを十分にを行い、履行確認を徹底していく。</p>
病院経営本部 (財団法人東京都保健医療 公社)	少額の随意 契約に係る決 裁手続を適切 に行うべきもの	<p>予定価格が一定金額以下である少額の随意契約においても、契約に当たっては、事前に仕様、予定価格、見積り業者の選定について決定権者による決裁を行う必要がある。</p> <p>しかし、多摩北部医療センターでは、その決裁がされないまま、契約事務担当者みみの判断により見積の採用が決定されている事例が見受けられた。</p>	<p>平成20年2月27日に開催した用度係長会において、少額の随意契約についても事前に決定権者の決裁を受けるなど、適正な手続を行うよう周知徹底した。</p>
病院経営本部 (財団法人東京都保健医療 公社)	固定資産の 計上を適正に 行うべきもの	<p>荏原病院は、院内PHS機能を有する電話交換機を新たに設置している。</p> <p>ところで、新たな電話交換機の設置については、備品購入費(固定資産)で支出すべきであったにもかかわらず、修繕費(費用)で支出しており、固定資産として計上していない。</p>	<p>平成20年2月28日に過年度損益修正を行い、固定資産台帳に登録した。</p> <p>平成20年2月27日に開催した用度係長会において、支出科目の適正化、固定資産の登録等区分の取扱いや会計処理が不明な場合は、公社事務局経理、契約管財係へ問い合わせるよう周知徹底した。</p>
病院経営本部 (財団法人東京都保健医療 公社)	絵画に係る 会計処理を適 切に行うべき もの	<p>大久保病院、多摩北部医療センター及び荏原病院では、都立病院時代に購入した絵画を引き継ぎ、固定資産として管理している。</p> <p>ところで、絵画は非償却性資産であり、減価償却の対象となるものではないにもかかわらず、公社では減価償却を行ったため、固定資産が、平成17年度に567万円、平成18年度に654万7,500円過少に評価されている。</p>	<p>平成20年2月29日に過年度損益修正を行い、固定資産台帳に登録した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
下水道局 (東京下水道 エネルギー株 式会社)	土地使用料 等の支払に係 る消費税の取 扱いを適正に 行うべきもの	<p>会社は導管等の敷設のため、下水道局に土地使用料、建設局等に道路占用料を支払っている。</p> <p>この支払いに係る消費税について見ると、非課税とすべきところ課税仕入れとして取り扱い、仮払い消費税額を控除して計算したため、消費税及び地方消費税の納付額が平成17年度は約18万円、平成18年度は約9万円過少となっており適正でない。</p>	<p>平成20年2月7日に麹町税務署に修正申告書を提出し、平成16年度から平成18年度までの過少納付分を納付した。</p>
教育庁 (社団法人東 京のあすを創 る協会)	活動費に係 る精算手続き を適正に行う べきもの	<p>教育庁は、協会に対し活動費等の補助金を交付し、協会はこの補助金をもとに、生活学校及び生活会議などの実践団体に対し活動費を支給しているが、精算に際しては、協会の会費や災害保険料の支出等については実践団体の自主財源で賄うべきであるとしている。</p> <p>ところで、活動費の精算状況について見たところ、活動費に協会の会費を含めている、保険の支出を含めている等、適正でない事例が認められた。</p>	<p>協会は、活動報告書等の精算に関する書類を確認する際に、新たにチェックリストを活用するなど、活動費の精算を適正に行っていく。</p> <p>庁は協会に対し、定期検査を行うなど、指導の強化を図っていく。</p>
教育庁 (社団法人東 京のあすを創 る協会)	要綱の見直 しについて検 討すべきもの	<p>庁は、協会に対し補助金を交付しているが、その要綱を見たところ、協会の事業計画及び事業執行状況に応じて、年4回の分割概算払により交付することとしているが、四半期ごとの執行状況の提出に関する定めが設けられていないこと、また、庁も協会に対して、執行状況の提出を求めていることが認められた。</p>	<p>平成20年3月に、平成20年度の要綱を制定し、四半期ごとに執行状況を提出させる条項を設けることとした。</p>

〔平成19年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
主税局	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	<p>徴収部における収納事務の業務委託契約において、事務処理の条件として、窓口事務従事者に所要人数を指定している。</p> <p>しかし、仕様書の作成に当たり、委託者が所要人員を指定することは、職業安定法に抵触することから、財務局経理部長通知では、契約書に添付する内訳書等には、人数及び一人当たりの単価を表示しないこととされており、適正でない。</p>	<p>平成20年度契約において、事務処理の条件として、窓口事務従事者に所要人数を指定しないこととし、仕様書作成の適正化を図った。</p>
生活文化スポーツ局	図書資料室の夜間・休日サービスの改善について検討すべきもの	<p>消費生活総合センターは、図書資料室について、平日昼間に来所が困難な勤労者・学生などの利用拡大を図るため、「平成18年度東京都消費生活総合センター夜間・休日利用者サービス業務委託」契約を〇と締結し、図書の閲覧、貸出を行っている。</p> <p>ところで、夜間・休日サービスについては、平日に来庁できない利用者に配慮し開設しているが、利用者数は年々減少しており、利用者の増加に結びつくような取り組みが十分とはいえない。</p>	<p>関連団体との懇談会において、図書資料室の利用促進を呼びかけるとともに、時宜に即した図書の充実を図るなど、資料室の魅力向上に努めた。</p> <p>平成20年1月末現在における図書資料室の利用率、図書の貸出冊数は、前年同時期に比べ増加している。</p>
都市整備局	調定更正を適正に行うべきもの	<p>都営住宅経営部は、毎月、住宅管理総合システムから、都営住宅使用料及び共益費の合計を出力し、これに基づいて収入額を調定すると同時に、当該月以前の調定額を更正している。</p> <p>調定は、収入すべきものについて、相手方、金額、原因などを調査し、決定することであるから、既に調定した金額を更正する場合も、相手方、更正の原因、更正後の金額を調査して、決定しなければならない。</p> <p>しかし、部は、更正の内訳及び更正理由を調査せずに調定金額として更正を決定しており、適正でない。</p>	<p>平成19年10月調定より、変更内訳書を添付し、更正内訳や更正理由を確認することとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	経営的視点から建て替え計画を定めるべきもの	<p>都営住宅経営部は、都営住宅の建て替え事業の実施に伴い、従来よりも高層の建物に建て替え、土地の利用効率を向上することで、余剰地を創出しているが、建て替えにかかる基本計画策定時に、余剰地の活用可能性及び活用方法を検討していないため、平成18年4月1日現在112か所、約56.3haが未利用となっている。</p> <p>また、これまで、建て替え計画の策定にあたり、建て替えにかかる建築費、建て替え後の住宅使用料、国庫負担金など、建て替えを行う団地建物にかかる直接収支のみを試算しており、余剰地の創出と活用にかかる収支（高層化による費用増、余剰地の活用による収入など）、建て替えに付随する費用（旧団地建物の除却損、住民の仮移転等による逸失利益など）を検討していない。</p>	<p>余剰地の創出に係る収支、建て替えに付随する費用等について検討対象とするため、建替団地の収支予測の書式に、必要な項目を追加した。</p> <p>また、この収支予測を付議資料とし、平成20年2月8日開催の都営住宅建替事業等選定協議会において建て替え選定を行っている。</p>
都市整備局	住宅建築に係る申請事務を適正に行うべきもの	<p>高井戸西一丁目団地の建替建設において、建築基準法第86条に基づく認定申請をしたが、都市計画決定に適合しない内容の申請をしたため、認定許可が受けられなかった。</p> <p>これにより、認定申請と並行して行った、都営住宅建設の工事請負契約について、約6か月工事が中止し、その後、契約業者から建設物価の急騰、また工事着手可能日までの期間が工期の1/2を越えているなどの理由により、契約解除の申し出がなされ、協議解除を行っている。</p> <p>都市計画決定の基準内容で認定申請をしていれば当初の予定どおりの認定許可がなされ、契約解除に至らなかったものである。</p>	<p>申請については、進捗状況を工事進捗管理表に記載し、スケジュール管理を徹底した。</p> <p>また、進行管理・係長会議の中で認定申請について、進捗状況及び特定行政庁との事前協議内容の報告を受け、問題把握・解決の事前チェックを行う。</p>
都市整備局	滞納者に対する法的措置を適切に行うべきもの	<p>都営住宅経営部は、都営住宅入居者が住宅使用料を滞納した場合、その徴収事務を指定管理者に行わせている。</p> <p>指定管理者は、都が定める基準により、督促、催告などを行っても納入しない滞納者の中から、法的措置を行うべき者を選定し、都に報告することとなっている。</p> <p>法的措置の対象者の選定結果を見ると、3か月以上の家賃滞納者であっても、法的措置対象者として選定されていないものがあるなど、同一の取扱いがなされていない。</p>	<p>平成19年9月18日に選定方針を明文化し、指定管理者へ通知した。その後、選定方針に基づいて選定された滞納者に対して法的措置を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	滞納による法的措置選定者の措置を適切に管理すべきもの	<p>都営住宅経営部は、平成18年度において、1,714人を法的措置の対象として選定し、平成17年度以前の選定分を含め、1,692人については完納等による選定除外、和解、訴訟提起を行ったとしている。</p> <p>法的措置にかかる事務管理を見たところ、部は、法的措置の対象として選定した者について一覧表を作成して進行管理を行っていないため、選定者のすべてについて適正な措置を講じているか確認していない。</p>	平成19年10月から毎月法的措置選定者の措置状況の一覧を作成し、措置の進行管理を行うこととした。
環境局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>都市地球環境部が締結しているリース契約の積算内訳を見たところ、以下のとおり不適切な事例が認められた。</p> <p>(1) 都市地球環境システム機器等のリース契約の積算内訳を見たところ、本来リース物件価格に含めるべきでない回線使用料、データベース保管料及び保守料を含めてリース料率を乗じて月額リース料を算出していた。</p> <p>このため、リース期間全体で、積算額約119万円(監査事務局試算)が過大となっている。</p> <p>(2) 電力使用量監視システムのリース契約の積算内訳についても、リース物件価格に本来含めるべきでない通信費及びサーバ利用料を含めた上で、さらに、1か月分の月額リース料を加算して総リース料を算出するなど誤った積算をしていることが認められた。</p> <p>このため、リース期間全体で、積算額約110万円(監査事務局試算)が過大となっている。</p>	<p>(1)については、平成20年4月1日からの契約内容の見直しを図った。</p> <p>なお(2)については、平成19年度をもってリースを終了し、再リース又は新規の契約は行わない。</p>
環境局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>自然環境部は、地図情報システム機器のリース契約を締結しているが、積算内訳を見たところ、保守料の積算において、保守対象外の経費である環境設定等の初期導入費を含めて算出していることが認められた。</p> <p>このため、リース期間全体で、積算額約2万円(監査事務局試算)が過大となっている。</p>	平成20年4月1日からの新規リース契約の積算にあたっては、保守に必要な本体価格で保守料の算出を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	受託業務に係る請求事務を速やかに行うべきもの	<p>老人医療センターは、財団法人CからMRI検査（撮影）を、受託している。</p> <p>ところで、受託料の請求状況について見たところ、MRI撮影日に財団の成果品検査に合格し、徴収すべき歳入の金額が確定しているにもかかわらず、直ちに当該歳入について調定を行わず、相当期間経過後にまとめて調定を行っている。</p>	<p>院内への周知徹底を図るため、平成19年9月25日の幹部会において、指摘内容及び改善策について報告を行った。</p> <p>現在は適正な執行を行っている。</p>
福祉保健局	診療報酬の請求等を適切に行うべきもの	<p>高齢社会対策部は、旧多摩老人医療センターにおいて平成16年度末までに発生したレセプトにかかる請求事務及び基金等からの支払金の歳入事務を行っているが、以下のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 請求事務について</p> <p>(ア) 未請求レセプトに係る債権額の全てが請求されているかどうか確認していない。</p> <p>(イ) 返戻、差戻しレセプトについて、再請求状況及び収入状況を把握していない。</p> <p>(ウ) 査定減されたレセプトについて、平成17年5月までは再審査請求を行ったが、審査の結果及び再審査請求状況を把握していない。</p> <p>平成17年6月以降は、再審査請求をしていないが、それに必要な意思決定を行っていない。</p> <p>この結果、監査日（平成19.6.18）現在、センターのレセプトに係る債権額が確認できない。</p> <p>イ 歳入事務について</p> <p>本来、診療報酬は、請求時に債権額を確定した上で事前調定し、請求したレセプトに対する査定や返戻等による減額があった場合は事前調定金額の更正等を行うべきであるが、以下のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>(ア) 事前調定の手続きを行わず、入金時に特例（事後）調定を行っている。</p> <p>(イ) 基金等からの支払金額の精査を行っていない。</p>	<p>未請求レセプトが全件請求済みであること、返戻等レセプトが全件処理済みであることを確認した。</p> <p>また、査定減されたレセプトの再審査請求についても、再審査請求状況を把握し、適切な事務処理を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	保健政策部における保健所業務運営システムに係る機器の賃借契約について見たところ、保守料の積算において、通常保守を必要としないラック及びケーブルをリース物件価格に含めて算出しており、積算が過大となっている。	機器更新（平成20年2月）に伴う新規契約において、ラック本体やケーブル（簡易なもの）部分については保守の対象外とした。
福祉保健局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>健康安全室におけるリース契約について見たところ、次のような事実が認められた。</p> <p>契約では、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積もりのみとなっており、リース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。</p> <p>契約では、保守料の積算において、特段の理由もなく都における参考値を大幅に上回る保守料率で算出しており、リース期間全体で、合わせて積算額約215万円（監査事務局試算）が過大となっている。</p> <p>契約では、リース期間が5年間であるにもかかわらず、3年間の場合の標準的なリース料率を適用して積算したため、リース期間全体で、積算額約48万円（監査事務局試算）が過大となっている。</p>	<p>平成19年11月30日開催の準備契約事務説明会に合わせて当室全課・全事業所の担当者を集め、指摘内容・改善対応を周知徹底した。</p> <p>また、平成20年度契約において、適切な積算を実施した。</p>
福祉保健局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>心身障害者福祉センターにおけるリース契約について見たところ、次のような事実が認められた。</p> <p>給茶機のリース契約では、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積もりのみとなっており、リース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。</p> <p>視覚障害判定用パーソナルコンピュータのリース契約では、特段の理由もなく、都における参考値を大幅に上回る保守料率で算出しており、リース期間全体で、合わせて積算額約215万円（監査事務局試算）が過大となっている。</p>	平成20年度契約において、適正な積算を実施し、改善した。
福祉保健局	再リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>少子社会対策部は、パーソナルコンピュータ及びプリンター各1台について、平成18年度に再リース契約を締結している。</p> <p>再リース契約のリース物件価格については、当初契約時の10分の1程度に減額されるのが通例であるが、この契約について見ると、当初リース料に占める物件価格を考慮することなく予定価格を決定したことから、当初契約の40%を超える額で契約しており、適切でない。</p>	平成20年度契約において、適切な内容とした。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	身体障害者更生施設の利用率を向上させ、待機解消を図るべきもの	<p>心身障害者福祉センターは、身体の不自由な者に対し、入所によるリハビリテーション施設として身体障害者更生施設を設けている。</p> <p>当該施設は、条例で定員を50名と規定しているが、平成18年度の平均利用者数は、27.1人ととどまっている。また、待機者は監査日（平成19.6.1）現在16人となっているが、そのうち13人は入所可能である。</p> <p>現に入所条件を満たしている待機者がいるにもかかわらず、合理的な理由なく入所希望者を待機させており、適切でない。</p>	<p>条例定員50名の入所を可能とするため、ハード・ソフト両面の改善措置を行ない、待機者数は減少した。</p>
病院経営本部	特定保険医療材料費の請求を適切に行うべきもの	<p>広尾病院及び大塚病院における特定保険医療材料を使用した手術等に係る診療報酬の請求について見たところ、請求もれ等の不適切な事務処理が認められた。</p>	<p>レセプトの返戻を受け、再請求を行った。</p>
病院経営本部	業務委託の履行確認を適正に行うべきもの	<p>豊島病院における警備等の委託契約について、次のとおり問題点が認められた。</p> <p>仕様書では、巡回数を午前4回と定めているにもかかわらず午前3回の履行となっている。</p> <p>また、受託者が仕様書とは異なる警備日誌を使用しており、病院では、年間を通じ、仕様書と異なる時刻に実施した警備報告の承認を行っている。</p> <p>仕様書で、貸与することになっている巡回時計を貸与していないため、履行を確認できない状態になっている。</p>	<p>巡回時計の設置が完了し、適切な警備を実施している。</p>
病院経営本部	歯科技工委託及び口腔外科技工委託の積算単価について見直しを行うべきもの	<p>豊島病院の歯科口腔外科では、歯科技工委託及び口腔外科技工委託を締結している。</p> <p>この2件の委託契約の内容は同様の歯科技工であるにもかかわらず、同一である77品目のうち61品目の積算単価に差異を生じているが、合理的な理由が認められない。</p>	<p>平成20年度より2契約を合せ、1件の契約とした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	会計間で経費に係る応分の負担をすべきもの	<p>中央卸売市場では、食肉市場における会計処理について、と場会計と市場会計に分けて経理を行っているが、その経費負担について、次のような事例が認められた。</p> <p>ア と場会計は、食肉市場の市場センタービルにおいて、専らと場の業務に従事する職員に係る経費については負担しているが、当該職員が執務する事務室の施設使用料や清掃費用等は負担していない。</p> <p>イ 市場は、と畜により排出される汚水を処理する水処理センターを設置し、と場会計が管理しているが、市場会計の施設から排出される汚水が、全体の処理量の約12%を占めているにもかかわらず、市場会計はその経費を負担していない。</p>	<p>平成20年度予算において、次のように計上し、会計間の負担を是正した。</p> <p>アについては、事務室賃料及び清掃委託経費を、占有面積按分により、と場会計に計上した。</p> <p>イについては、汚水量に応じた経費を市場会計に計上した。</p>
交通局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>電車部におけるコンピュータのリース契約について、積算の算定基礎が月額リース料の参考見積もりのみとなっており、積算額がリース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。</p>	<p>コンピュータのリース契約について、リース物件の取得価格等に基づいた、契約目途額の適切な設定を行うよう文書で周知した。</p>
交通局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>車両電気部における、図面文書管理システム用ハードウェアのリース契約については、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積もりのみとなっており、積算額がリース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。</p>	<p>図面文書管理システム用ハードウェアのリース契約について、リース物件の取得価格等に基づき、契約目途額を適切に設定するよう文書で周知した。</p>
交通局	材料費の積算を適切に行うべきもの	<p>大島総合庁舎建物管理委託契約では、ビル衛生管理業務の材料費を人件費の30%として積算しているが、根拠が明確なものとなっていない。</p>	<p>平成20年度契約では、建築保全業務積算基準及び維持保全業務標準単価表に基づき適切に積算を行った。</p>
交通局	業務委託契約に係る積算を適正に行うべきもの	<p>交通局公有財産管理システム保守業務委託契約の積算単価は、総務局行政改革推進部が定めた基準に基づいて設定している。</p> <p>しかし、この基準単価には、一般管理費などの諸経費が含まれているにもかかわらず、諸経費40万1,200円を別途加算しており適正でない。</p>	<p>平成20年度の契約では、諸経費を削除し、契約の積算を適正に行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
会計管理局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	管理部が締結したリース契約において、通常保守を必要としないケーブル等を含めて保守料を算出しており、積算が過大となっている。	平成20年度契約において契約仕様書を見直した。 同様の契約における適切な積算の徹底及び再発防止のため、全リース契約9件を点検し、積算及び仕様書の内容が適正であることを確認した。
水道局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	多摩水道改革推進本部におけるパーソナルコンピュータの賃貸借契約において、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積りのみとなっており、リース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。	平成20年度の契約において、局で新たに作成した「リース経費に係る積算調書の作成要領」に従い、リース物件価格等に基づいた積算を行った。
水道局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	東部第二支所における保管倉庫賃貸借契約のリース料の積算内訳は、倉庫リース料、初期費用及び諸費用となっており、諸費用は、倉庫リース料と初期費用の合計額の9.75%としている。 しかし、倉庫リース料の部分の諸費用については、すでに倉庫リース料に含まれていること、初期費用の部分の諸費用については、標準的なリース料率で試算すると初期費用の6.52%程度になると認められることから、倉庫リース料と初期費用の合計額の9.75%としていることには理由がなく、リース期間全体で、積算額約29万円(監査事務局試算)が過大である。	水道局内において、リース契約の適切な積算方法について検討を行い、平成19年11月28日「リース契約マニュアル」を完成させた。 平成19年12月10日に、契約事務担当者説明会を開催し、マニュアルの各部所への周知・徹底を図った。
水道局	文書交換業務の実施方法について	営業所が支所との間で行う文書交換業務は、職員がタクシー又は局有車を利用して行っているが、その費用について試算すると、10か月で約4,023万円となる。 文書交換業務を配送事業者に委託したとして試算すると、約1,700万円となり、半額以下の経費で行うことができる。	局内における文書交換業務状況、民間事業者によるルート便制度等の調査及び試算を行った上で、より経済的な方法として、タクシーの利用を廃止し、民間事業者による巡回集配を平成20年4月1日より導入した。 この結果、約1,415万円の経費削減となった。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>学務部ほか6所におけるリース契約について見たところ、次のような適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 学務部ほか2所において、保守対象外の経費であるサーバ導入設定、システム研修等の初期導入経費をリース物件価格に含めて保守料を算出している。</p> <p>イ 教職員研修センターほか3所において、積算内訳がリース料及び保守料の月額のみとなっており、リース物件価格、リース料率に基づきリース料が妥当であるかの検証が行われておらず、また、保守料についても積算根拠が不明なものとなっている。</p>	<p>IT機器等のリースに係る必要経費積算等の留意事項について、部内で情報の共有化を図り、学校経営支援センター及び学校に対して平成20年1月24日付通知により周知した。</p> <p>また、教職員研修センターほか3所では、担当職員に対して、リース契約の適切な積算を行うよう周知徹底を図った。</p>
教育庁	リース契約に係る事務指導を適切に行うべきもの	<p>学務部は、平成17年各会計定例監査の指摘を踏まえ、集団学習装置のリース契約を新規に締結する予定の学校に対して、望ましい積算方法や積算内訳の添付等を通知して指導するとともに、契約内容等についても事前協議を行わせている。</p> <p>学校が締結した契約について、その積算内訳を見たところ、保守対象外の経費を含めて保守料を積算していること、新規リース契約の対象が指摘（平成17年定例監査）の対象となった集団学習装置とは異なることから、部が通知を行わなかったため、積算内訳を作成しておらず、積算根拠が不明となっているものが一部に認められた。</p>	<p>IT機器等のリースに係る必要経費積算等の留意事項について、部内で情報の共有化を図り、学校経営支援センター及び学校に対しては平成20年1月24日付通知により周知した。</p>
教育庁	システム保守委託契約の積算を適切に行うべきもの	<p>学務部は、ITを活用した学習を推進するため、e-ラーニングシステムを東京都教職員研修センター及び砂川高等学校に導入し、当該システムの保守について、委託契約を締結している。</p> <p>本契約では、OSの更新作業も行うこととしているが、これに係る経費の積算内訳を見たところ、更新作業については、人件費相当額（システムエンジニア単価）により算出すべきであるにもかかわらず、OSのライセンス購入単価により算出している。</p>	<p>平成20年度の当該契約の積算に当たり、「IT経費適正化マニュアル」等を参考に、適切な積算を行った。</p>

〔平成18年度各会計歳入歳出決算審査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
財務局	公有財産について <土地>	土地5,764.52㎡(都市整備用地の一部)が登載漏れとなっている。	平成19年12月に公有財産異動通知書を会計管理局长へ提出し、適正に処理した。
都市整備局	公有財産について <土地>	土地8,135.78㎡(区移管された都営住宅の敷地)が過大に登載されている。	平成19年12月に公有財産異動通知書を会計管理局长へ提出し、適正に処理した。
都市整備局	債権について	貸付金467万882円(住宅資金貸付金)が過大に計上されている。	平成19年10月に債権増減異動通知書を会計管理局长へ提出し、適正に処理した。
都市整備局	都営住宅等ストック総合活用計画を見直すべきもの	<p>都市整備局は、「都営住宅等ストック総合活用計画」で、平成13年度から平成22年度までの間、毎年度3,000戸の建替えを実施するとしている。</p> <p>また、住宅を耐用年限(70年)まで利用できるように、昭和40年代に大量に建設した住宅の建替需要を平準化するとともに、居住性の向上と高齢者対応を行うことを目的として、スーパーリフォーム事業を毎年度1,900戸実施するとしている。</p> <p>局は計画に基づき、平成13年度以降年間3,000戸の建替えを実施してきたが、現在の管理戸数について今後ともこの水準で建替えを進めていくと、耐用年限である70年を超えて使用する住宅が発生する。</p>	都営住宅の建替えについては、昭和40年代建設の住宅まで建替え対象を拡大するとともに、総戸数を抑制しながら、年間建替戸数を4,000戸まで段階的に増加させることとし、合わせてスーパーリフォーム事業については段階的に縮小・廃止するよう見直しを行った。
福祉保健局	公有財産について <建物>	建物248.34㎡(府中療育センター病棟避難場所)が登載漏れとなっている。	平成19年12月に公有財産異動通知書を会計管理局长へ提出し、適正に処理した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	敷金に係る会計処理を適正に行うべきもの	本部は、Aより賃借した施設を財団法人東京都保健医療公社に無償で貸付け、公社は同所で大久保病院を運営している。 Aとの賃貸借契約で定めている敷金（19億2,940万9,050円）について、本部は病院会計で負担しているが、公社が運営する病院にかかる敷金を、都立病院の収支を経理する病院会計で負担することは適正でない。	敷金について、病院会計から一般会計への更正を行った。
建設局	公有財産について <土地>	土地218,672.11m ² （街路事業用地）が過大に登載されている。	平成19年12月に公有財産異動通知書を会計管理局长へ提出し、適正に処理した。
港湾局	公有財産について <土地>	土地69,551.14m ² （港湾施設用地）が過大に登載されている。	平成19年12月に公有財産異動通知書を会計管理局长へ提出し、適正に処理した。
教育庁	公有財産について <土地>	ア 土地74.94m ² （都立竹早高等学校敷地の一部ほか1件）が過大に登載されている。	平成19年12月に公有財産異動通知書を会計管理局长へ提出し、適正に処理した。
教育庁	公有財産について <建物>	ア 建物3,682.06m ² （都立永福高等学校校舎の一部ほか5件）が過大に登載されている。	平成19年12月に公有財産異動通知書を会計管理局长へ提出し、適正に処理した。

〔平成18年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	前払消費税の会計処理を適正に行うべきもの	平成18年度東京都交通事業会計の貸借対照表における前払金勘定2億8,960万630円中に、決算手続により清算されるため、計上されることのない前払消費税1億8,492万2,200円が計上されていることが認められた。	平成19年7月2日に、前払消費税から未払消費税へ振替処理を行った。

〔平成18年財政援助団体等監査〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (多摩都市モノレール株式会社)	会社の事業 運営について	<p>会社は、主に長期借入金により資金を調達したことなどから支払利息の負担が大きく、当期損失を計上し続け、平成15年度に当期末処理損失が資本金を上回り、債務超過に陥っている。</p> <p>こうした厳しい経営状況を踏まえて、平成18年7月に発表された、平成18年度から平成20年度までの中期経営計画により、人員削減等による損益収支の改善に取り組んでいるところである。</p> <p>しかしながら、事業により生み出される内部留保資金を上回る長期借入金の返済が続いており、近い将来、資金状況がひっ迫する可能性が高い。</p>	<p>平成20年度に、東京都からの追加出資を受けるとともに、沿線市及び金融機関から借入金の返済期間の延長等の支援を受けることとなった。</p>
福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	診療報酬の 請求に係る事務 処理手順を適切 に行うべきもの	<p>事業団は八王子福祉園ほか2施設における、健康保険に基づく診療報酬の徴収業務を受託している。</p> <p>診療報酬の請求事務について見たところ、園では、社会保険診療報酬支払基金等から毎月のように査定減等により、請求額が減額されているにもかかわらず、減額の原因分析や、その後の処理経過に関する記録が、一元管理されていない。このため、再審査請求等の実態が確認できない状況であり適切ではない。</p> <p>また局は、事業団から提出される徴収報告により、減額の状況を把握していながら、事業団に対して、請求事務に関する具体的な指導を行っていない。</p>	<p>事業団は診療報酬請求事務処理手順を作成し、事業団及び園はその処理手順に則って適切に処理している。</p> <p>局は、事業団及び園が処理手順に則って適切に処理していることを確認した。</p>
港湾局 (財団法人東京港埠頭公社)	施工状況を適切 に反映した敷網工 の積算について検 討すべきもの	<p>平成16年度新海面処分場埋立地及び中央防波堤外側埋立地「その1」建設発生土撤出作業は、建設発生土約119万m³を埋立てるものである。</p> <p>敷網工の積算について見ると、1m²当たりの単価は、該当する積算歩掛がないことから、現地の状況を考慮して類似した工事の歩掛を参考にすべて滞水した陸上作業を条件として設定しているが、敷設場所は、陸上や滞水した陸上及び水中である。</p> <p>これらの施工では、敷設場所の施工条件に応じて人員や使用機械を変えて作業しており、施工条件が異なる場合の単価設定は、それぞれの状況に合わせた人員や使用機械、作業能力を考慮して行うべきである。</p>	<p>平成18年度及び19年度の敷網工の調査結果に基づき、敷網工の歩掛を取りまとめた。</p> <p>同歩掛を東京港埠頭公社基準として、平成20年2月25日に決定し、平成20年度以降の設計に適用していく。</p>

〔平成18年行政監査（病院における収入管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	情報システムの運用基準を定めるべきもの	老人医療センターにおける医事会計システムについて、局は、プログラムをテスト環境から本番環境に移行する承認手続きに係る運用基準を定めていない。	プログラムをテスト環境から本番環境に移行する承認手続きに係る運用基準を定め、これに基づき、承認手続きを実施している。
福祉保健局	バックアップ媒体を適切に保管すべきもの	老人医療センター医事会計システムのサーバについて見ると、サーバとバックアップ媒体が同一建物内若しくは近距離の場所にあるため、火災や地震などの広域災害が発生した場合、両方とも破損などにより使用不可能となりシステム復旧が不可能となる恐れがある。	平成19年4月より外部保管委託を実施した。 院内保管分について、現在はサーバ室とは別の部屋の保管庫に入れ施錠し、鍵は医事課が管理している。
病院経営本部	収納業務日報の記載事項を定めるべきもの	<p>収納業務日報には、現に収納した現金の額のみが報告されているが、毎日の患者負担金の請求状況、未収金発生状況は、経営上重要な情報であり、これを適切に把握することが重要である。</p> <p>また、請求すべき患者負担金額、未納金額は、収入業務日報によって毎日確認すべき事項であることから、病院が、患者負担金の請求状況、未収金発生状況、収納現金のあるべき金額を把握するよう、本部は、収納業務日報に記載すべき標準的事項を定める必要がある。</p>	患者負担金の請求状況、未収金発生状況、収納現金を把握できるよう標準的日報及び収納金額確認票を定め、平成19年12月11日付事務連絡で、平成20年度から日々の収納現金のあるべき金額を確認するよう通知した。
病院経営本部	徴収事務が効率的、効果的なものとなるよう適切な指導等を行うべきもの	<p>病院における個人未収金の徴収事務について見たところ、適切でない徴収事務を行っている事例が多数認められた。</p> <p>また、徴収事務の手順についても、病院ごとに異なる手続で行われているほか、適切でない事例が認められた。</p> <p>「医事業務マニュアル」では、回収可能性により債権を分類することとしているが、それぞれの区分に置いて分類内容が粗いこと、具体的に実施すべき手続きが示されていないことなど、債権回収努力を重点化し、債権回収を行う点から不十分な内容である。</p>	平成19年5月に本部・都立病院、主税局で情報を共有できる「未収金業務に関する相談窓口データベース」を設置し、徴収ノウハウや事例が蓄積できる態勢を整えた。 また、未収金に係るマニュアルを作成し、データベースに登載し各病院に周知した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	保留・返戻レセプトの発生予防及び早期請求を行うべきもの	<p>病院では、各月の診療分の診療報酬は翌月に請求することを原則としているが、何らかの理由で請求できないで、保留レセプトとして管理している場合がある。</p> <p>保留レセプトの中には、生活保護の医療券が未着のため長期間にわたり請求できないままとなっているもの、医師のレセプト審査未了などの事例が認められた。</p>	<p>保留レセプトについて、発生原因別の対策を定め、平成20年3月27日付で、保留・返戻レセプトの発生予防及び早期請求に取り組むよう各病院に通知した。</p>
病院経営本部	再審査請求のリスト管理を行うべきもの	<p>病院では、各病院における保険診療委員会での再審査請求の是非の決定、社会保険診療報酬支払基金等への再審査請求提出、基金等からの再審査結果通知の有無について、リストを作成して管理しているが、本部は標準的な管理方法を定めていない。</p> <p>このため、大塚病院及び墨東病院では適切なリスト管理を行っておらず、委員会の決定内容について再審査請求の実施の有無を確認できない状態となっている。</p>	<p>再審査請求管理表を定め、その管理表を活用し、再審査請求の進行状況を確実に把握するよう各病院に通知した。</p>
病院経営本部	調定額を検証し請求を的確に管理すべきもの	<p>病院において、各月の調定金額から当該月分の基金等へ請求した額を控除した額が、保留の金額となるべきものであるが、調定金額から請求金額を控除した額と保留として管理されている額が相違している。</p> <p>病院は、この原因として、計算違いなどが考えられるとしているが、検証を行っていないため、相違の原因は不明のままとなっている。</p> <p>このため、診療報酬の調定額が適正であるか、基金等への請求が的確に行われているかを確認できないものとなっている。</p>	<p>レセプト情報を医事会計システムと債権管理システムとで電子データで情報交換することに改めたため、金額に相違が生じないこととなった。</p>
病院経営本部	基金等へ請求する診療報酬に係る管理のあり方を見直すべきもの	<p>本部では、基金等へ請求する診療報酬の調定から請求、収入までの管理を行うため、未収金整理簿（乙）及び（丙）による管理を行っているが、次のような問題点が認められた。</p> <p>a 未収金整理簿（乙）における収入未済額は、計算上の数値であって、実際の数値とはなっていない。</p> <p>b 請求未済額及び収入未済額は、最終的にはゼロとなるべきだが、なっていない。</p> <p>c 計算誤差の内容を把握していない。</p>	<p>未収金整理簿（乙）の記帳方法及び関係帳票とのチェック方法を整理し、平成20年3月27日付で各病院に運用方法を通知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	部門システムに係る管理を行うべきもの	<p>部門業務のシステム化については、病院の経営判断であるとして病院が独自に行うこととなっているが、すべての病院において、情報化計画を作成せず、情報システム導入の方針が明らかでない。</p> <p>このため、導入による経営上の効果についても検証できない。</p>	<p>平成19年2月に部門システム等の導入及び更新計画の策定を指導した。</p> <p>平成19年5月に、病院のシステム更新・導入に係る計画の有無を調査し、平成20年2月にすべての病院が計画を策定した。</p>
病院経営本部	院内の部門システムの状況を把握し、管理すべきもの	電子カルテシステムに接続していない部門システムについて、病院は、自院におけるシステムの導入・稼働状況を把握していない。	<p>平成19年5月に状況を調査し、全ての病院が自院の部門システムの状況を把握していることを確認した。</p> <p>また、情報セキュリティ対策の推進について、平成19年11月に各病院に指導した。</p>
病院経営本部	情報システムの運用基準を定めるべきもの	診療報酬改定に当たり、改定プログラムを病院情報システムに導入する際に問題が発生しているが、これは、本部がプログラムをテスト環境から本番環境に移行する承認手続などを定めておらず、システムの運用管理の正確性、網羅性を確認するための手続が確立されていないためである。	<p>委託先における管理状況を把握するため、「システムメンテナンス連絡票」を作成し、コンピュータ処理の正確性、網羅性を確かめる手続きとした。</p> <p>平成20年2月から運用を開始している。</p>
病院経営本部	システム設計書の最新版を速やかに備えるべきもの	本部は、病院情報システムの新規開発、改修を外部に委託して行っているが、新規開発等が完了した後、システム設計書、テスト計画書を受託者から速やかに入手できていない。	平成20年度契約より仕様書に「貸与する本システムの設計書については、月次で修正版を最新版と差し替えること。」と記載し、適切に差し替えていく。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	バックアップ媒体を適切に保管すべきもの	<p>病院の電子カルテシステムサーバについて見ると、サーバとバックアップ媒体が同一建物内若しくは近距離の場所にあるため、火災や地震などの広域災害が発生した場合、両方とも破損などにより使用不可能となりシステム復旧が不可能となる恐れがある。</p> <p>また、病院における部門システムのサーバについて見ると、バックアップ媒体をサーバの付近に置いてあるなど、保管方法が適切でないものが多い。</p>	<p>各病院に対し、災害時に情報資産を保護するバックアップ媒体の管理を、平成19年11月8日付通知で指導した。</p> <p>バックアップ媒体の遠隔地の保管については、平成19年9月より、区部と多摩地区での分散保存を実施している。</p>
病院経営本部	バックアップを実施すべきもの	<p>部門別サーバのデータのバックアップについて見たところ、大塚病院を除き、他の電子カルテシステム導入病院において、次のとおり適正でない事例が見受けられた。</p> <p>(ア)放射線科の部門システムのうち、画像サーバについては、そのデータのバックアップを行っていない。</p> <p>(イ)検査科の部門システムのうち、生理・病理のサーバについては、そのデータのバックアップを行っていない。</p>	平成19年11月8日付で各病院に対しバックアップの実施を指導した。
病院経営本部	システムに関するアクセスログを調査すべきもの	都立病院情報システムセキュリティ対策基準では、都立病院情報システムサーバへのアクセスログを取得し、定期的に不審なアクセスの有無を調査することを規定しているが、病院では、定期的なアクセスログの調査を行っていない。	平成20年3月に各病院へアクセスログ調査のマニュアルを周知し、調査を実施できる体制を整えた。
病院経営本部	サーバ管理を適切に行うべきもの	<p>セキュリティ対策基準では、「病院内のセキュリティ管理者は、サーバ室及びオペレータ室への入退出者及び入退出時間を管理するために記録簿を作成し管理する」と規定されているが、大塚病院の検査科などが管理する一部サーバを除き、施錠できるサーバ室が設けられておらず、サーバ室への入退出記録を行っていない。</p> <p>また、電子カルテシステム及びそのサブシステムのサーバ室への入室はセキュリティ管理者に申請し許可された者のみに限定されているが、入室許可取り消しに関する手続きを規定しておらず、これまでに取り消しを行っていない。</p>	<p>平成19年11月8日付で病院経営本部情報セキュリティ実施手順を制定し、各病院に対し指導した。</p> <p>部門システムを含めたサーバ室の一元管理は、直ちに対応することは困難であるが、施設の改築・改修時に実現していく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	アクセス管理を適正に行うべきもの	<p>セキュリティ対策基準では、病院情報システムの利用者の責務として「離席時は、不正に端末等を操作されないようにする」と規定されているが、電子カルテシステム以外の病院情報システムでは、利用者が離席した際に不正操作等を防止できるよう措置をしていない。</p> <p>また、債権管理システムにパスワードを入力せずにシステムにアクセスできる状態となっている。</p>	<p>パスワード付スクリーンセーバの設定について、平成20年3月27日に各病院に通知した。</p>
病院経営本部	委託職員のアクセス権限を適切に管理すべきもの	<p>医事業務の実施に当たっては、医事会計システムへの入力、電子カルテシステム内の診療内容の参照が必要となるため、病院では、医事業務の委託職員に各システムへのアクセス権限を与えている。収納業務についても、委託職員に医事会計システムへの入力や帳票出力を行わせているため、アクセス権限を与えている。</p> <p>しかしながら、病院では、委託職員の退職・採用が頻繁にあるにもかかわらず、大塚病院を除き、委託職員の電子カルテシステム及び医事会計システムへのアクセス権限の停止を行っていない。</p>	<p>委託職員のアクセス権限管理方法を取りまとめ、平成20年3月27日に各病院に対して通知した。</p>

〔平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化スポーツ局	施設の利用向上策について検討すべきもの	<p>多摩消費生活センターでは、消費生活情報の収集・提供、消費者教育、消費者活動支援及び多摩地域市町村の消費生活センター等に対する支援を行っている。この事業の実施に当たり、立川駅近傍の民間ビルの一部を賃借（延床面積は802.5㎡、月額賃料313万9,379円）し、図書展示室、実験実習室、商品試験室として、都民の利用に供している。</p> <p>ところで、当該施設の利用状況について見てみたところ、有償で賃借しているにも関わらず、必ずしも有効に活用されているとは言えない状況にある。</p>	<p>平成20年3月に立川市柴崎町2-15-19（空いていた東京都の庁舎）へ移転した。</p> <p>庁舎の空き室を利用することにより、年間約3,767万円の賃料削減となった。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	行政財産の使用許可に係る取扱いを適正に行うべきもの	府中病院では、平成11年1月からバス会社Aが路線バス5系統の構内への乗入れを開始しているが、これに伴いAが設置したバス停留所2か所について、乗入れ開始以後、監査日(平成18.10.3)現在まで、病院はAに対して行政財産の使用許可を行っておらず、適正でない。	Aに対し、平成19年11月1日から行政財産使用許可を行なった。 また、経年分の使用料相当額が納付された。
病院経営本部	遊休施設に係る処分方針を策定すべきもの	本部は、墨田区東駒形一丁目所在の建物のうち、4階部分を東京都職員駒形寮(281.14㎡)として区分所有しているが、職員寮の廃止後、本部内での利活用予定はなく、具体的な処分方針も策定されていない。	豊島病院の保健医療公社移管に伴い、豊島病院地下倉庫で格納している旧台東病院の文書の保管庫として活用することとした。
港湾局	未処分地の使用料について、見直しを行うべきもの	臨海事業会計が管理し、港湾事業会計に使用承認している埋立地について、港湾事業会計はF等に使用許可し、月額106円/m ² の使用料を収入しているが、臨海事業会計にはその2分の1の月額53円/m ² を支払っている。 東京都臨海地域開発規則によれば、埋立地の貸付等に係る価格は適正な時価により評定した額をもって定めなければならないとされており、また、減額する場合は、「臨海地域における用地等の管理及び処分に係る価格の減額等に関する取扱基準」により、適正な時価により評定した額に対し減額率を定めるとしていることから、港湾会計が収入している月額106円/m ² の2分の1を使用料の単価としていることは、合理的な算出とはなっていない。	平成20年度より、臨海地域開発事業会計において、適正な基準に沿って計算された単価で処理している。
交通局	土地の貸付に係る取扱いを適正に行うべきもの	東京都交通局公有財産規程によれば、普通財産の貸付期間について、「一時使用のため土地を貸し付けるときは、1年を超えてはならず、更新する場合においても、当初の貸付けの時から通算して2年を超えることができない。ただし、特に必要と認める場合は、この限りではない。」としている。 しかし、局が貸し付けている土地について、一時使用のための土地の貸付けであるにもかかわらず、当初の貸付けから長期にわたるものが複数あり、クラブハウス等が設置されているものもある。	駐車場として活用しているものについては3年間の貸付期間として、クラブハウス等が設置されている屋内テニスコートについては30年の貸付期間として、契約改定を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	使用料据置き経過措置について、早期に解消を図るべきもの	<p>水道局は、管路用地など企業用固定資産を民家等の出入口通路として使用する場合などに使用許可を行っているが、その土地使用料について、実態に合う算定方式に改定し、経過措置を設けて平成10年度から施行した。</p> <p>その後、使用料据置き経過措置を解消する方針を決定しており、経過措置解消の対象であった128件について見たところ、49件について、監査日(平成18.10.11)現在、未だ経過措置を適用し、改定前の算定額により使用料を徴収していることが認められた。</p>	平成20年1月までに、全49件を解消した。

〔平成18年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	事務処理マニュアルを整えた上で適正な徴収事務を行うべきもの	<p>板橋ナーシングホーム及び北療育医療センターにおける収入未済金の徴収事務について見ると、適正でない事務処理が多数見受けられた。</p> <p>滞納している債権を回収するためには、滞納者に対し、適時に適切な徴収事務を行う必要がある。</p>	「滞納整理事務処理マニュアル」を作成し、マニュアルに基づいた適正な債権管理と徴収事務を実施していく。
福祉保健局	返還請求を適正に行うべきもの	<p>生活福祉部は、介護福祉士等修学資金貸与条例に基づき、介護福祉士又は社会福祉士を養成する施設等の在学者に対し、修学資金を貸与している。</p> <p>貸与を受けた者は、介護福祉士等として就業を継続し、返還免除申請書を提出すれば、貸与金の返還は免除となる。</p> <p>部は、平成17年度に期間が経過した償還対象者255名の貸与者に対して申請書の提出を催促し、116名から提出を受けているものの、残りの139名については申請書が提出されなかったにもかかわらず、これらに対して貸与金の返還を請求しないままとなっているのは適正でない。</p>	<p>「東京都介護福祉士等修学資金貸与事業事務処理要綱」を平成19年6月に制定し、その要綱に基づき、手続未済の139名に対し書類提出催告、文書通知、返還請求等を行った。</p> <p>また、滞納整理事務処理マニュアルを平成20年3月に策定した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	保護具の措置に関する事務を適正に行うべきもの	<p>市場は、職員の身体及び生命を保護するため、市場内の各部署が措置しなければならない保護具とその標準使用期間等を具体的に定めている。</p> <p>ところで、昭和56年に基準が定められて以来、保護具の改良や作業環境の改善等に応じた必要な改定がされていないため、平成17年度において保護具を購入した際に、保護具の必要数と当年度購入数に著しい乖離が生じている。</p> <p>また、保護具の管理について、東京都労働安全衛生保護具措置規程で、保護具台帳（個人表及び総括表）により必要な記録を行うこととされているが、食肉市場は、と畜解体の作業を行っている職員について、規程に定める保護具台帳を作成しておらず適正でない。</p>	<p>保護具措置基準については、平成20年3月11日に市場の実態に合うよう改正した。</p> <p>食肉市場における保護具台帳については、記録の整理が完了した。</p>

〔平成17年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	貯蔵品の管理について検討すべきもの	<p>交通局における貯蔵品を見たところ、以下のような問題点が認められた。</p> <p>ア 入庫以来2年を経過しても払出しが行われていないものが見受けられた。また、一部の品目については、30年以上、一度も払出しが行われていない。</p> <p>イ 貯蔵品として扱われているが、受払いの頻度が高いもの（例：パッキン）一般的な物品で発注が簡単なため貯蔵する必要がないもの（例：蛍光灯）組み合わせて使用するものでその一方が貯蔵品でないもの（例：ボルト・ナットとワッシャ）など決算品として管理する方が合理的であると判断されるものもある。</p>	<p>ア 払出しの行われていない貯蔵品について、237品目、2,686万1,000円の減耗損処理と、277品目の決算品化を行った。</p> <p>イ 受払いの頻度や貯蔵の必要性を考慮し、103品目の決算品化を行った。</p>